

官報

号外

昭和五十年五月六日

第七十五回 衆議院會議録 第十九号

昭和五十年五月六日(火曜日)

議事日程 第十七号

昭和五十年五月六日

午後二時開議

第一 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

件

日程第一 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出)

核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件の趣旨説明及び質疑

昭和五十年五月六日 衆議院會議録第十九号

午後二時五分開議
○議長(前尾繁三郎君) これより會議を開きます。

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(前尾繁三郎君) お諮りいたします。

原子力委員会委員に御園生圭輔君を、

国家公安委員会委員に橋本守君を、

任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、原子力委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

次、国家公安委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

日程第一 原子爆弾被爆者に対する特別措置

に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(大野明君)の報告を求めます。社会労働委員長大野明君。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大野明君登壇〕

○大野明君 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るうとするものでありまして、その主な内容は、

第一に、爆心地から二キロメートルの区域内で被爆した者に対し、新たに、保健手当を支給することとし、その額を月額六千円とすること、

第二に、認定被爆者に対する特別手当の額について、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態にある者に支給する特別手当の額を、月額一万五千円から二万四千円に引き上げ、当該状態にない者に支給する特別手当の額を、月額七千五百円から一万二千円に引き上げること、

第三に、健康管理手当の支給に係る年齢制限を撤廃するとともに、その額を月額七千五百円から一万二千円に引き上げること、

第四に、介護手当の支給対象者の範囲を拡大し、重度の障害者については、介護に要する費用を支払わずに介護を受けている場合にも介護手当を支給すること

等であります。

本案は、去る四月十六日付託となり、四月二十四日には参考人より意見を聴取する等、慎重な審

議を行い、同日の委員会において質疑を終了し、次いで討論を行い、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、酒税法の一部を改正する法律案、日程第三、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長(大野明君)の報告を求めます。大蔵委員長上村千一郎君。

酒税法の一部を改正する法律案及び同報告書

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔上村千一郎君登壇〕

○上村千一郎君 ただいま議題となりました二つの法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行の酒税の税率及びたばこの定価は、昭和四十三年の改正を経て今日に至っているものであり

酒税法の一部を改正する法律案

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案

昭和五十年五月六日 衆議院會議録第十九号 酒税法の一部を改正する法律案外一案

ますが、両法律案は、いずれも、最近におけるこれらの税負担の推移等に照み、この際、その見直しを行い、あわせて、財政収入の確保に資するため、税率等について所要の調整を図ろうとするものであります。

まず、酒税法の一部を改正する法律案は、清酒特級、ビール、ウイスキー類特級及び一級、果実酒類の一部、スピリッツ類、リキュール類並びに雑酒について二・五％程度、清酒一級について一・五％程度、それぞれその従量税率を引き上げるとともに、酒税の諸制度につきましても、納期限の延長制度、戻し入れ控除制度等について、所要の整備を行うこととしております。

次に、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案は、製造たばこの小売定価を引き上げるため、種類別、等級別に法定されている最高価格を、紙巻きたばこについては十本当たり十円ないし二十円、刻みたばこについては十グラム当たり十円、パイプたばこについては十グラム当たり二十円ないし四十円、葉巻たばこについては一本当たり三十五円ないし百二十円、それぞれ引き上げる等、所要の改正を行うこととしております。

両案につきましても、物価問題等に関する特別委員会と連合審査会を開くほか、参考人より意見を聴取するなど、慎重な審査を行ったのでありますが、その詳細は会議録に譲らせていただきます。

審査の結果、去る四月二十四日質疑を終了いたしました。両案に対しては、村山達雄君外四名から、自由民主党の提案により修正案が提出されました。

その内容は、いずれも施行期日の修正に関するものであります。酒税法の改正案にあつては公布の日翌日から、また、製造たばこ定価法の改正案にあつては公布の日から、それぞれ施行することと改めようとするものであります。

次いで、各案を一括して討論を行いましたところ、自由民主党を代表して村岡兼造君は、原案並

びに修正案に賛成の旨を、日本社会党を代表して佐藤鶴樹君、日本共産党・革新共同を代表して増本一彦君、公明党を代表して坂口力君、民社党を代表して竹本孫一君は、いずれも原案並びに修正案に反対の旨を述べられました。続いて採決いたしましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、よつて、両案はともに修正議決すべきものと決しました。

なお、製造たばこ定価法の改正案につきましても、「専売納付金と地方たばこ消費税の適切な配分に配慮するとともに、日本専売公社の公共企業体としての経営の自主性と責任体制の強化を図るよう検討すること」等、七項目にわたる附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。佐藤鶴樹君。

〔佐藤鶴樹君登壇〕

○佐藤鶴樹君 私は、日本社会党を代表して、ただいま御報告のありました酒税法及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案及び同修正案に対し、反対の討論を行います。

三木内閣が、もし後世の政治に何らかの名を残すとしたら、それは社会的公正の是正という政治目標を目指したためでありましょう。しかし、後世の歴史家は、政治スローガンゆえにその内閣を評価するのではなく、そのスローガンがどれだけ実行され、国民にいかほどの幸福をもたらしたかで評価します。三木内閣成立以来五ヵ月、社会的公正の是正は単なるスローガンにすぎず、後の政治史にもたゞ一行、「三木内閣ありき」と、歴史の行間に消え去ってしまいました。

(拍手)

毎年、毎月打ち続く物価高の中で、国民の実質賃金は下がっていき、生活のレベルダウンは減税で目減りを、税金はこのインフレでもうけた人からと望むのは、国民の当然の願いであります。し

かるに、百円のたばこは百五十円にと平均四八％の大幅値上げ、二百円ビールの出現など、酒類は平均二・五％の値上げなどは、このような国民の切なる願いをないがしろにするばかりか、国民大衆を犠牲にして国家の財源を徴収するという、きわめて政策的にも安易な、悪逆非道な政治姿勢と断ぜざるを得ません。

政府は、口を開けば、社会福祉も減税もやりましたと言います。しかし、本年度の所得税減税は一千九百五十億円という超ミニ減税、一方、たばこと酒の値上げによって、ざっと三千百億円の増税、何と減税額の一・五倍の増税が行われているのであります。あめにむち、泣き面にハチとは、まさにこのようなことを言うのであります。しかも、たばこや酒は所得に関係なく、いや、むしろ、低所得の人ほど税金の負担率が相対的に高くなるという逆進性を持った悪い税金です。

私たちは、国民に必要な福祉や、生活安定や減税の財源は、高度成長政策十五年間にもうけた大企業や土地所有者、高額所得者から取り、インフレの被害者である国民に広く、あまねく潤すのが政治の任務だと考えます。

私たちが長年主張してきたように、不公平税制の代表たる租税特別措置法を根本的に洗い直し、大企業に対する課税を強化し、土地の再評価税、高額所得者に対する富裕税の創設などによって、今回の増税額の数倍もの財源が容易に生み出せるのであります。インフレでもうけた者から税を取り、インフレの被害者にひとしく分け与える、これこそ社会的公正の是正であるはずで、このような税の再配分機能を十分発揮させてこそ、現代最大の課題であるインフレに対し、有効に対処し得るのであります。

このような財源問題としての誤りと同時に、たばこ、酒などの間接税が持つ逆進性について、インフレ下だけに特に触れておかなければなりません。つい先日、四十九年度の所得増付が発表され、一位の人は年間所得が三十五億円、そして、相変

わらず土地成金が譲渡所得の分離課税という悪税制の温床の中で、億万長者として輩出していきます。一方、勤労所得者の年平均所得は約二百万円前後であり、長いインフレの結果、ますます所得の格差は拡大をしています。

このようなときに、所得増付に上がるような億万長者も、老人年金をもらっているお年寄りにも、生活保護を受けている人さえも、酒やたばこの税金はまさに均一に、平等にかかるのであります。

これは真の平等ではなく、悪平等であります。いや、むしろ、三十五億円の億万長者の百円のたばこより、年間二百萬円の、所得の少ない人の百円のたばこの方が、相対的には重い税負担となっております。

しかも、ダイヤモンドにかかる物品税は一五％だといふのに、たばこには平均五四％、清酒一級が二六・六％、ビールは四一・九％、ウイスキー一級は三二・六％と、いずれもダイヤモンドよりはるかに高い税率がかけてられています。これこそ大衆取奪の見本と言わなければならない。私たちは、これを決して認めるわけにはまいりません。

第三に、物価問題との関連であります。

物価抑制が三木内閣の経済政策の第一の柱であることは、前内閣同様であるはずで、政府は、たばこの値上げによって消費者物価指数への影響を〇・七と軽く言っておりますが、立て続け物価高の中で国民のインフレ心理は過敏になっており、特にたばこ喫煙者が成人の八割、三千七百万人の多きにわたっていることを考えますと、その影響ははかり知れないものがあります。

政府は、口を開けば、本年三月の物価上昇は対前年比一・三％におさまったと誇大に宣伝し、春闘抑えに巧みに利用しています。しかし、早くも四月の東京の消費者物価指数は、三月に比べて二・五％とはね上がり、季節調整をしたとしても、一昨年以来の狂乱物価に近い物価上昇率になっていきます。このように、物価の上昇は、先行き決して

予断を許しません。しかも、十月には郵便料金の引き上げが予定され、今後、米価、国鉄、私鉄、NHK、電気、ガスなど、国民生活に切り離せない公共料金が、メジロ押しに値上げを待っています。

このような値上げ攻勢と考え合わせますと、政府が、たばこ、酒の値上げを先頭に、公共料金主導型の物価再上昇の口火を切ろうとさえしているのではありません。歴代自民党内閣の経済政策の失敗から引き起こされた物価高を、誤った財源捻出のために物価抑制を逆戻りさせるような、財政優先の政策を断じてとるべきではありません。

しかもであります。第四に、専売公社は大赤字というなら、まだ国民も考えようがありましよう。大赤字どころか超黒字。四十九年度には一兆二千五百億円のたばこを売り上げ、六千七百八十億円の益金をかせぐ見込みとなっています。四十八年度一年間で最大の所得を上げた民間企業は、かの松下電器の一千八億円で、専売公社のもうけは約七倍という、その超黒字ぶりがわかります。

このような超黒字なのに、何ゆえ値上げをするのか。これは大蔵省と専売公社の覚書によって益金率を六〇％に決め、これを割ったから値上げと言っているのではありません。いまだに五四％の高率を維持しており、単に沿革から見れば益金率が下がったと言われても、低過ぎるという何ら理論的根拠がないまま、国民を煙にまいて税を吸い上げていくのを、私たちは黙って見ていくわけにはいきません。収入金額から見ても、四十三年には四千六百四十四億円、四十七年には六千六百六十二億円、四十八年には六千九百四十五億円と、着実に伸びております。

酒類についても、四十三年には五千七十九億円、四十七年には七千五百五十九億円、四十八年には何と八千二百二十六億円と、すばらしい伸び率です。このような実績から見ても、たばこを五割弱、

酒を二割強というような大幅な値上げを国民に押しつける、何ら積極的な理由は見つからないのであります。

しかも、税制調査会にも諮らず、専売事業審議会でも十分討議されず、国民の声も聞かず、自民党と大蔵省と専売公社が密室で話し合い、単に財源問題としてのみ考えられた押しつけ値上げを、決して認めるわけにはまいりません。

以上、述べてきましたように、三木内閣初の公共料金値上げ法案は、全く不公平正を掲げる政治姿勢からいって、インフレや物価対策に対する政策論からも、国民にはとても納得のいくものではないと断言します。三木内閣成立以来五ヵ月、国民のために何一つ実行された政策はなく、むしろ不公平の拡大を推し進めようとする三木内閣は、夏の朝露のごとく、ただ消え去るのが運命であります。

両修正案につきましても、原案に反対するといふ基本的な立場に立つて、明らかに反対の意向を表明せざるを得ません。

むしろ、国民に一条の光は、わが社会党を中心として、野党の激しい抵抗の中で政府の五月一日実施がおくれ、国民に要らざる負担をかけなかったこととあります。

願わくは、参議院段階においても公共料金値上げ反対の集中砲火を浴び、この悪法がついえ去ることを期待して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 奥田敬和君。

(奥田敬和君登壇)

○奥田敬和君 ただいま議題となりました酒税法及び製造たばこ定価法の両改正案並びに両案に対する修正案について、私は、自由民主党を代表して、賛成の意見を表明いたします。(拍手)

昭和五十年年度の日本経済は、従来の高度成長下で成り立っていた一つの均衡が崩れ、その後、次の新たな均衡へと向こうべき大きな移り変わり期にあります。つまり、安定成長のレールの上に乗せるための調整期間でもあります。したがって

て、政府は、五十年度における財政運営の基本方針を予算規模の圧縮と国債発行額の縮減に置き、昨年度に続いて抑制的な基調を堅持したことは、この意味で当然の措置と言えらるべきであります。

しかしながら、昭和四十九年の引き締め政策の結果として生じた経済の冷え込みは著しく、不況の浸透による税収の伸びの鈍化は予想以上で、四十九年度において、すでに八千億の税収不足が見込まれるという最悪の事態に立ち至っており、さらに五十年度は、自然増収どころか、自然減収が予想されるといふ厳しい財政環境に当面いたしております。

このような歳入欠陥の解決策としては、景気回復のテンポを速めて税収を確保するか、あるいは公共料金を引き上げるかであります。これらの手段がとれないければ、赤字国債の発行に逃げ込むかでありますが、安易な国債発行は財政インフレの要因となり、財政の硬直化をさらに増大する結果を招くおそれがあるのであります。この際、国民にも、ある程度の税負担を分かち合うという理解ある協力を求めざるを得ないのであります。

今日、酒、たばこの租税負担が、所得や物価水準の変動に照らし、相当低下を来していることは事実であり、その見直しを行うことは、もはや避けることのできない財政段階にきていると思われるのであります。

今回の改正で、たばこ二千五百億、お酒七十七億の増収を見込んでおりますが、もちろん、先ほど佐藤議員が指摘したごとく、間接税の持つ逆進性についてはいろいろ議論のあるところであり、所得の低い人ほど税負担が重くなるという矛盾に對しても、われわれは謙虚に耳を傾けてきたわけでありまして。

それだけに、専売当局に特に要望したいのは、大衆が購入しやすい百円たばこの新銘柄発売などを早急に実施するなど、きめ細かい措置を引き続き検討していただきたいと思うわけでありまして。もちろん、朝日が据え置かれ、ゴールデンパス

ト、しんせい、エコーの大衆たばこの値上げ幅を最低に抑えた点の評価は、別途いたしたいと思っております。

また、すでに相当量の買い占めが行われており、人気銘柄は町から姿を消すといううわさもありますが、値上げと品不足のダブルパンチを消費者に与えないよう、特に当局に要望いたしておきます。

また、清酒やウイスキー類の二級酒、しょうちゅう、合成酒など、いわゆる大衆酒を今回の増税対象から除外したことは、物価面からも、またよい品質の地酒奨励のチャンスでもあり、地方酒造業の振興といった面の配慮もあり、私は、十分な評価を惜しまないものであります。

最後に、委員会の議論にもあつたように、税負担の公正をめぐる問題であります。

見解はいろいろ分かれるところでありますが、私は、高福祉は高負担を伴うものであり、公共部門の効率的運用を前提としたとしても、国民の租税、保険料負担の増加の必要を認めることは当然だと思っております。

公共料金抑制策が、一般財政の経費の膨張をもたらす、硬直化要因の一つであることは事実であります。これら貴重な財源を、公共料金抑制策のために使うのと、社会保障の充実のために使うのと、どちらが公正であるかという問題も発生しておるわけでありまして。これまでのような、ただなし崩しの公共料金抑制策は、根本的に真剣に再検討する必要があるかと思っております。

福祉が、本来連帯の精神を基盤とするものでなければならぬ以上、老人や心身障害者に対する無料化の実施によって生ずる負担は、公共料金の有程度に追加によって賄われてもよいのではなからうか。国民の間でこの種の連帯感を育てることとは、これからの大切な政治課題であらうかと思っております。租税負担率をほとんど引き上げることなしに、住民福祉の大幅な充実が、財政面から必ず行き詰まる。高福祉低負担の財政政策が可能だとい

昭和五十年五月六日 衆議院會議録第十九号

核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件(小林正巳君の質問)

六七八

う幻想を国民に抱かすことは間違いだということ
を、私は、特に強く指摘したいのであります。
(拍手)

以上、私は、両案並びにこれに対する修正案に
ついてそれぞれ賛意を表明して、討論を終わります。
(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて討論は終局いた
しました。

○議長(前尾繁三郎君) 両案を一括して採決いた
します。

両案の委員長の報告はいずれも修正でありま
す。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、両案
とも委員長報告のとおり決しました。

核兵器の不拡散に関する条約の締結について

承認を求めるの件(趣旨説明)

○議長(前尾繁三郎君) 核兵器の不拡散に関する
条約の締結について承認を求めるの件について、
趣旨の説明を求めます。外務大臣宮澤喜一君。

〔宮澤大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 核兵器の不拡散に関
する条約の締結について承認を求めるの件につ
きまして、趣旨の御説明をいたします。

核戦争が人類にもたらす惨害に堪がみ、核軍
縮を進めることが人類の一致した希望であるこ
とを言をまします。他方、今日の世界にあって、

直ちに全面的核軍縮を実現することが不可能であ
ることもまた現実であります。各国は、この現実
の中で、核軍縮を可能なものから段階的に実現す
るために、じみちな努力を重ねてまいりました。

一九六三年の大気圏内、宇宙空間及び水中にお
ける核実験を禁止する条約、一九七一年の核兵器及
び他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に

関する条約等は、この努力の成果たるものであり
ます。

核兵器の不拡散に関する条約も、核軍縮推進の
一歩として、国連及び十八カ国軍縮委員会にお
いて検討、作成されたものであり、核兵器を有する
国が増加するに連れ核戦争の危険が増大するとの
認識に立ち、核兵器の拡散を防止することを目的
とするものであります。

すなわち、この条約は、核兵器をすでに保有し
ている国が、核兵器その他の核爆発装置またはそ
の管理をいかなる者にも移譲しないこと、及び核
兵器を保有していない国が、核兵器その他の核爆
発装置またはその管理を受領せず、また、核兵器
その他の核爆発装置を製造その他の方法によって
取得しないことを主たる内容としております。核
兵器を保有するすべての国が核兵器の移譲を行わ
ず、かつ、核兵器を保有していないすべての国が
核兵器を受領せず、かつ、取得しないならば、核
兵器を有する国の数が増加することはありません。

この条約は、この段階を実現し、もって一層
の核軍縮への道を開こうとするものであります。

この趣旨から、この条約には、締約国が核軍縮
及び全面的かつ完全な軍縮条約に関して誠実に交
渉を行うことが規定されております。また、この
条約は、非核兵器国がその義務の履行の確認のみ
を目的として保障措置を受諾することを定め、ま
た、締約国は、保障措置が適用されない限り、核
物質及びその利用のための設備、資材をいかなる
非核兵器国にも供給しないことを定めておりま
す。

他方、原子力は、核兵器の製造に利用されると
同時に、いまや重要なエネルギーとして平和的に
利用され、かつ、利用の必要が増大しているもの
であります。この条約の定める保障措置等が、こ
の原子力の平和的利用を妨げるものとなつてはな
らないことは当然のことです。この条約

は、右の点を勘案し、締約国が原子力の平和的利
用の権利及びそのための設備、資材等の交換の権

利を有する旨を確認するとともに、締約国が原子
力の平和的利用の一層の発展のために協力するこ
とを定めております。

政府は、核軍縮の一歩としてのこの条約の精神
に賛同し、一九七〇年二月三日この条約に署名い
たしました。署名に当たり、政府といたしまして
は、右のようなこの条約の内容に堪がみ、批准
に当たっては、核軍縮の進展及び非核兵器国の安
全保障の問題に注目するとともに、わが国が締結
する保障措置協定の内容が、他の国に比し不利な
ものとなつてはならないことを強調いたしまし
た。

軍縮の進展に關しましては、政府は、各国が二
国間及び国連、軍縮委員会等の場において行つて
きた努力とその成果に、それなりの評価を下すこ
とができるものと考えております。軍縮の推進に
は各国の息の長い努力が必要でありますので、政
府といたしましては、引き続き各国に強く呼びか
けるとともに、軍縮委員会等を通じ、その実現に
寄与していきたいと考えております。

非核兵器国の安全保障の問題に關しましては、
近年、核大國間の対話を中心に、國際關係安定化
のための努力が行われていることを評価し得ると
考えますが、政府としては、この条約にできるだ
け多くの国が参加することを確保するためにも、
非核兵器国の安全保障の確保が重要であり、引き
続きこの問題に強い関心を払っていきたいと考
えております。

政府は、わが国の安全保障のために、米國と
の安全保障体制を堅持しつつ、わが国みずからも
有効な防衛力を保持していくことが最善の道であ
ると考えております。保障措置に關しましては、
政府が國際原子力機關との間で行いました予備交
渉の結果、本年二月協定案文が作成されました
が、この結果、わが国が締結する保障措置協定の
内容は、他の締約国が個別的に、または他の國と
共同して締結する保障措置協定の内容に比し、実
質的に不利な取り扱いとならないことを確保した

と考えております。

世界平和の実現、そのための軍縮の推進は、わ
が国が強く希求するところであり、軍縮を世
界に訴えるためには、まずみずから、その実現
のために貢献し、かつ、実践をもってその姿勢を
示さなければなりません。また、わが国が核兵器
を受領、取得しないことを國際的に約束すること
は、わが国の安全保障上特に重要なわが國周辺の
國際關係の安定に、一層の貢献を行うこととなり
ましよう。さらに、われわれの生活において、原
子力の平和的利用の占める重要性がますます強
なることが予想されている現在、この分野にお
ける國際協力に参加する權利を確保しておくこと
は、わが國の安全と繁榮のために大きく資するも
のと信じて次第であります。

以上が、核兵器の不拡散に関する条約の締結につ
いて承認を求めるの件(趣旨説明)でございます。(拍手)

核兵器の不拡散に関する条約の締結について

承認を求めるの件(趣旨説明)に対する質疑

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの趣旨の説明に
對して質疑の通告があります。順次これを許しま
す。小林正巳君。

〔小林正巳君登壇〕

○小林正巳君 ただいま御提案のありました核兵
器の不拡散に関する条約について、私は、自由民
主党を代表し、三木総理並びに宮澤外務大臣に若
干の御質問をいたしたいと思つております。

政府が核防条約に署名してから五年の歳月がた
ち、その間、この条約の批准の可否をめぐる活
発な論議が行われてまいりました。この条約の持
つ重要な意味合いからして、これをあらゆる角度
から検討することは当然であり、その結果、政府
が、わが國の國益の見地から、これらの論議を總
合的に判断して、条約の批准を求められたことを

多とするもの一人であります。

この条約を批准することは、すなわち、核を保有する権利を将来にわたって放棄し、わが国が平和愛好国に徹して、世界平和の維持に貢献することとあります。しかし、将来にわたって核兵器を保持しないことに關しまして、一体、わが国の安全保障をどうするかは、日本の国民にとって最も重要な問題ではないでしょうか。

言うまでもなく、わが国はアメリカと安全保障条約を結んでおります。そして、いわゆる核のかさのものとわが国の安全を確保しているのが現状であります。歴代米大統領は、いかなる代償を払っても同盟国を助けるという約束を繰り返してまいりました。しかし、インドシナ戦争の終結の際、アメリカ人とその家族の引き揚げに大わらわのありさまを見ておられますと、いざというとき、アメリカは本当に頼りになるのかどうか、きわめて疑問視せざるを得ません。

アメリカは世論の国と言われております。いまだに友好国が武力侵攻を受けたとき、アメリカが守るべきかどうかとの米国内での世論調査において、日本を守るべしよりも、日本を守る必要はないとの答えの方が高い数字を示しております。南ベトナムで見られるごとく、アメリカは、世論が冷たければ、抽象的な条文や、そのときの政府の約束を果たして守るのかどうか、率直なところ、国民は頼りないという印象を受けたのではないかと思います。

このように見ると、核の攻撃に対してアメリカは日本を守ってくれるという核抑止力を信仰するのみで、果たして日本の安全保障が確保され続けるとお考えでしょうか。むしろ、期待し得ないのではないかと、意見も少なくありません。

また、アメリカのアジア政策は、過去一世紀間における最大の失敗と評されております。その政策に關係してきた日本としても、深く反省し、新しいアジア外交への第一歩を踏み出さねばならない時期に來ていると思っております。

このような激動する国際情勢のもとにおいて、

アメリカの核のかさののみ日本の安全保障を求め続けることは、わが国独自の外交政策を進める上から、障害になるのではないかと意見もあります。しかし、だからといって、反射的にわが国自身の核武装の道を残しておくとか、防衛力をむやみに増強しようというのは、平和国家の平和国家たる発想とは申せません。むしろ、戦争の要因をつくり出さないため、わが国として最大限の外交的努力を払うことこそ、わが国安全保障政策の根幹としなければなりません。

これが歴史の教訓に学ぶ態度ではないかと思うのでありますが、三木総理の、安全保障について三木哲学を含めて、これらの諸点に対し、御意見を伺いたいと思っております。

歴代政府は、非核三原則という基本政策を高く掲げております。一方、さきに申しましたごとく、わが国は、アメリカの核のかさのものとにおいてわが国の安全を確保しております。そこで、もしわが国が危急存亡の危機に直面した場合、わが国の安全を確保する上から、非核三原則のうち、いわゆる持ち込ませざるをたな上げし、アメリカの核持ち込みを許すこともあり得ると考えてよろしいのでしょうか。それとも、国是とも言うべきこの原則を、いかなる場合も断固貫き通す決意でありましようか。三木総理の明快なる御答弁を求めたいと思っております。

次に、この条約によって核兵器の拡散が防止し得るかということでもあります。

昨年五月、インドによる地下核実験は、この条約が、第六番目の核兵器保有国の出現を防止し得なかったことを如実に示しております。現下の国際社会において核兵器を保有することは、その国にとってマイナスにこそなれ、決してプラスになるものではないと見なされております。しかし、自国の権威向上とか、他国への対抗意識によって、潜在的核保有国の間に核拡散の危険が存在することもまた事実であります。

そこで、わが国がこの条約を批准することによ

り、今後核兵器の拡散を防止し得る力にどこまで

なり得ると考えておられるのでしょうか。もし、不幸にして第七番目、第八番目の核保有国が出現した場合、わが国としてどのように対処されるのか、外務大臣の御所見を伺いたいと存じます。

さて、この条約をめぐる最大の問題は、米ソ両超大国が、依然として質の改善という核兵器開発競争を続けていることとあります。この核軍縮こそ、わが国のごとき非核保有国の安全と表裏一体をなすものであります。政府としては、核軍縮の進展が、この条約を批准する条件の一つであったはずではありませんか。今回、この条約の批准に踏み切られた中に、核軍縮の進展があったと政府が判断された根拠を承りたいと思っております。

米ソの戦略兵器制限交渉は、軍備を増強し、それを管理するという、いわば軍備管理ではないでしょうか。とても軍縮の名に値するとは思えず、今日まで米ソ両国の核軍縮に関する努力はなされていなかったと言わざるを得ません。今後、唯一の被爆国としてのわが国が、国連や軍縮委員会の場で長期的に主張し続ける意義はきわめて大きいのであります。残念ながら、核を国家の安全保障と世界戦略の根幹に据えた米ソに対し、すぐに成果を期待し得るものとは思えません。

そこで、政府は、米ソなど核保有国に対し、核不使用宣言を出させるなどの具体的な措置について、外交努力を進めるべきであると思っております。また、総理の御所見を伺いたいと思っております。

わが国がこの条約の批准をおくらせてきた最大の要因は、原子力の平和利用の査察の平等性が挙げられておりました。今回、国際原子力機関との間で署名された保障措置協定は、日本の希求した平等性を十分確保されたかと判断されているのでしょうか。

二十一世紀は原子力の時代と言われております。エネルギー資源の乏しいわが国にとって、原子力の平和利用に依存する度合いはますます大きくなりま

とされております。

しかしながら、わが国は世界唯一の被爆国であると同時に、核アレルギーのきわめて強い国でもあります。この核アレルギーが原子力の平和利用の分野にまで及び、それを阻害するものであつてはならないと政府は考えております。政府は、その安全面を中心とした責任体制の強化を図り、国民の信頼が得られるようにすることはもとよりであり、同時に、原子力の平和開発にとつて、こうした必要以上の核アレルギーを取り除く努力こそ、政府の責任であることを指摘いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕

○内閣総理大臣(三木武夫君) 小林君にお答えをいたします。

小林君の第一問は、わが国の核政策、日米安保、外交政策、非常に広範な問題を提起されましたので、總括的にお答えをいたしたいと思

います。小林君も御承知のごとく、今日は国際的に核拡散の危険にさらされておることは事実であります。もし核の世界戦争が起これば、人類は共滅の運命にあることは明らかであります。人類の生存を維持するためには、どうしても核戦争は防がなければならぬ。そういう意味からして、人類を核戦争の危険から救うという点について、日本の発言力というものは、私は非常に重要であると考えておるわけであり

ます。何となれば、日本は非核三原則によつて、みずから核兵器開発の能力を持たなから、それを放棄する決意をした国である、また、世界唯一の被爆国民として、その悲惨な状況を身をもって体験した国であるということとあります。

日本の発言が国際的な説得力を持つためには、日本の立場があいまいであつてはならぬということとあります。日本が明確でなければならぬ。すなわち、一方において核軍縮、核不拡散を唱えながら、一方において核のフリーハンド論があつたの

昭和五十年五月六日 衆議院會議録第十九号

核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件、河上民雄君の質疑、核兵器の不拡散に關

六八〇

では、国際的な説得力は生まれてこない。そういうことで、日本の立場が非常に明確であり、発言に信憑性があるということが、日本の国際的発言を重からしめるゆえんだと思うのであります。

したがって、日本は、調印の場合に日本が問題として取り上げた三点について、一応納得のいく方向が認められたこの際、この条約を批准して、そして非核三原則を堅持して、人類を共滅に陥れる危険のある核戦争防止に積極的に努力することが、平和国家としての日本の使命であると私は信ずるものでございます。

核兵器が全廃されて、国連が全世界的な安全の保障の役割りを果たすことが理想ではあります。が、現実はまだそこまですべてではない。

その現実の世界はどういうことになっておるかと言え、集団安全保障によって、もちろんその中には、当然に核の脅威に対しての保障も含まれておりますが、一国の安全を図っておるというのが今日の現状であります。一国だけで自国を防衛できる国はありません。

こういう見地に立つて、日本は日米安保条約を結んでおるのであって、これを堅持していく方針であります。また、日米安保条約については、アメリカは、繰り返し日本に対して、安保条約における義務を誠実に履行すると約束しておりますので、この点については、われわれは信頼をおくものでございます。

また、そのことによって日本の独自の外交政策というものの推進に障害になるのではないかと、御懸念があらるようではあります。しかし、北大西洋条約などの例をとってみても、その加盟国の西ヨーロッパの場合をどうも、その加国と同じような立場であって、私は、そういう懸念はないと考えておるのでございます。

また、安全保障の問題については、単に軍事面だけでなくして、世界各国との友好関係の増進であるとか、平和を崩す条件を一つ一つなくしていく平和的な努力であるとか、国内においては、国

内における不平不満というものをできるだけ解消して、そうして国内における国民生活の安定を図るとか、安全保障というものを非常に狭い軍事面だけに限るといふことは、これは私は片手落ちだと思ふのであります。そういう外交、内政、また軍事面、これを全体として安全保障を考えるべきものだと思っております。

また、非核三原則について、今後貫き通すのかという御質問でございます。

非核三原則は政府が従来堅持してきた方針であり、昭和四十六年の十一月、国会の決議もありまして、三木内閣がこれを堅持していくことは当然でございます。また、非核三原則について弾力的運用は考えておりません。

また、最後に、米ソ等の核保有国が、核兵器を使用しないという宣言を行つてはどうかという趣旨の御質問がございましたが、無論こういう宣言が行われれば結構ではございますが、かかる宣言が実効性のあるものになるためには、関係諸国に明確な合意がなければならぬことは言うまでもございませぬが、今日の国際環境は、残念ながらまだそこまですべてではないというところでございします。

お答えをいたします。(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇)

○国務大臣(宮澤喜一君) 私からお答えを申し上げます。まず最初に、インドが第六番目の核保有国になったというところにつきましてでございますが、このよって来るところを尋ねますと、インドが、本条約ができましたかなり前の時期に、カナダから実験用の原子炉を協定によって取得いたしました。その後、最近になりまして、自国産の天然ウランを使いまして、平和核爆発と称するものを行つた、こういうふうな考えられるわけでございます。

本条約ができましたから後は、そのような原子炉、あるいは原子燃料等を提供いたします国は、

この条約の加盟国であります限り、厳格な保障措置協定を結び、しかも平和実験と軍事目的のための実験を分けるということを確認しております。で、この条約のもとは、そのようなことが起こり得ないというふうに考えられます。

もちろん、その場合にありまして、完全に自主技術によって、自国の燃料を使いまして、資源を使いまして行つたということは、理論的には考え得るわけでございますけれども、この条約に加盟いたしました国、最近では西独、イタリア等のユーラトムの諸国、あるいはカナダ、スウェーデン、豪州、それにわが国が加盟いたしますと、わが国もであります。これらの比較的技術の高い国々がすべて加盟国となつてまいりますと、そのよう

な自主技術による開発につきましては、ただいまのような条件がかかるわけでございますので、インドのようなケースは、恐らく今後かなり厳格にこの条約のもとで統制されると考えるわけでございます。

ソ連、アメリカにつきましては、加盟国でございますから、技術、原料の提供者として、そういう条件のもとにあることはもちろんであります。が、フランスは、加盟国ではございませぬけれども、これと同じような条件を事実上守つておるよう

に考えておりますので、そのように理解をしてよろしいのではないかと存じます。第二点は、核軍縮の進展の問題でございます。この条約ができましたから後、米ソ間に核軍縮について幾つかの大きな条約、六つほどであると思ひますが、成立いたしました。また、国連の場でも海底非核化条約が七一年に成立しております。このような核軍縮についての条約、協定が数多く見られるようになりましたのは、この条約ができましたから後のことでありまして、この条約が持つております効果と考えるとよろしいのではないかと存じます。

しかし、このような軍縮というのは、もとより各国間の安全保障に非常に密接に関係いたします

から、私も考えております。急速に、思うほど進んでいないということは認めざるを得ませんけれども、やはり息の長い努力が必要なものであるという意味では、過去に起こりましたことを、ある程度評価をしてもよろしいのではないかと、いうふうに私も考えております。

最後に、いわゆる査察の平等性の問題でございますが、これは御承知のように、今回できました保障措置協定がユーラトムと同等の待遇になつておるといふこと、しかし、万一、その後ユーラトム等に予想しなかつたいわゆる安易な、あるいは楽な査察方法が実施の段階で行われることがあるかもしれないと思ひましたので、その場合に備へまして最悪国待遇の条項を入れておきました。これによりまして、わが国が不利に扱われることは、万々ないであらうというふうに考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 河上民雄君。

(河上民雄君登壇)

○河上民雄君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました核兵器の不拡散に関する条約の批准に關し、その主要な問題点について、三木総理並びに関係閣僚に質問をいたしたいと存ずるものであります。

ことは、人類最初の原爆が広島、長崎に投下されてから三十年、核兵器の絶滅を訴えるストックホルムアピールと、それに基づく世界的な平和運動が起こつてから二十五年、ビキニの核実験によって日本の漁船がその放射能に被災し、無縁長久保山氏が死去せられて、わが国民に大きな衝撃を与えてから二十一年になります。

その間、わが党は、わが国民の悲願を背景に、いかなる国の核保有、いかなる国の核実験にも反対してまいりました。しかし、現状は御承知のとおり、米ソの核軍備競争は進展し、核保有国の数は増大する傾向にあり、世界の世論にもかかわらず、核兵器の完全廃絶の道遠しの感を深くするも

のであります。

本条約は、一九六八年国連総会の承認を得、一九七〇年に発効を見たものであります。その内容は、核兵器の不拡散ではなく、核保有国の不拡散を目指したものであり、米ソ核体制の固定化、核保有国と非核保有国との不平等性は否めないものがあります。

しかし、それにもかかわらず、本条約が米ソ不戦と核拡散防止に若干の効果があるとすれば、ならば、また、世界で唯一の被爆国として、核を持たず、つくらず、持ち込ませぬの日本国民の決意を世界に示す機会であるとするならば、前向きに検討してまいりました。

しかるに、政府は、さきに宮澤外相をアメリカに派遣し、アメリカ政府との協議により、さらに、その後の自民党の党議によって、アメリカの核の力を中心とする日米安保体制の強化と、非核三原則の弾力的運用を条件として、本条約批准に態度決定をいたしました。これは、まさに日本国民の悲願を裏切り、世界の世論を隔着するものであると言わねばなりません。(拍手)

日本政府は、一九七〇年二月三日に本条約に署名しながら、財界と自民党内の日本独自の核兵器開発をもくろむ反動的勢力の「将来にわたって自分の手を縛るな」といういわゆるフリーハンド論にあつて、今日まで五年にわたり批准の手続をとることを決てきました。

日本政府は、署名に当たって、核軍縮の進展、非核保有国の安全保障、平和利用における査察の平等性の三点を挙げて批准の条件としていましたが、表面の理由とはかく、本音は、財界並びに自民党内のフリーハンド論にあつたことは明らかであります。大きな核潜在力を持ち、他方、非核三原則を掲げている日本が今日まで批准を渋っている態度は、世界の人々から、いかにも底意のある危険な態度に映じ、日本の国際的信頼性を失わせてきた大きな原因であります。

今日、一転して批准を求めてきた真意はどこに

あるのか、署名のときの三条件が満たされたから批准に踏み切ったのか、日米安保体制強化と非核三原則の弾力的運用を付帯条件とするのは、形を変えたフリーハンド論ではないのか。三木総理の明確なる御答弁をいただきたい。(拍手)

政府は、この条約の批准を求めるに当たって、わが国の安全保障を何に求めているのか。もし、日米安保条約であれば、それはアメリカの核の力を前提とし、先般のラロック証言によって、アメリカのわが国への核持ち込みが明らかになったように、政府が唱え、国会が決議した非核三原則、持たず、つくらず、持ち込ますのうちの持ち込ますとは完全に矛盾するものであります。この矛盾を政府はどうするつもりか。三木総理、あなたはさきに、平時のみならず、有事においても非核三原則を堅持すると答弁したが、その決意は変わらないか。

政府は、核軍縮の進展についてどのような評価を与えているのか。SALT交渉は、核軍縮ではなく、核管理の進展であり、いわば高値安定ではないかとの批判に、政府はどうこたえるつもりであるか。

また、政府は、平和利用開発の査察について、ユラトム並みの保障協定ができたから、本条約批准の条件ができたとしているが、平和利用と軍事利用の境界が明確でないことから見て、この態度はきわめて危険であります。緩い査察は、平和利用についても、野放しの平和利用という新たな危険を生むものであり、政府のように喜ぶことのできぬ問題があることを指摘せねばなりません。核拡散防止条約を盾にして、いままでの原発に関する秘密主義が一層強化される危険すらあります。平和利用に関する自主、民主、公開の三原則を損なうことは許されません。その厳守についての政府の態度を伺いたい。

核問題については、広島、長崎、ビキニと、三たび核兵器による悲劇的な経験を持つ日本国民こそ、最も率直に、最も勇敢に発言する権利がある

り、義務があると思ひます。

ところで、世界に唯一の被爆国政府として、政府はこれまで核軍縮にどれほどの努力をなしてきたのか。歴代の自民党政府は、みずからのこのように権利と義務を放棄し、日米安保体制という力の政策に加担し、アメリカの核の力に依存して、その核支配体制を積極的に支持してきまして、いまインドシナ半島における情勢の急変は、アメリカの力によるアジア政策と、これに無批判に追従してきたわが国歴代政府の外交の破綻と、そのもろさを白日のもとにさらしております。つい先日まで日米両国政府がアジアにおいて自己の政策の正当化のために挙げてきたあらゆる前提は、いま崩れつつあります。そのときに、核拡散防止条約批准に際して、アメリカの核政策に依存する日米安保体制の強化を条件とすることは、誤りをさらに重ねるものであり、本来、核軍縮を目的とすべきこの条約の精神に反するものであります。三木総理は、この点をどうお考えになるのですか、お伺いしたいところであります。

核時代と言われる今日こそ、日本国憲法の平和、非武装の精神を現実生かし、世界唯一の被爆国民としての使命と責任を果たす努力を真剣に積み重ねることが必要であります。そのためには、いかなる国の核にも反対し、あらゆる機会に、核軍縮、全面核兵器の廃棄に向かって積極的な努力を展開すること、一点の疑念を残さない誠意を披瀝することが、日本のとうとい現代的使命であると信ずるものであります。(拍手)

わが党は、以上のような見地に立ち、本条約の批准を求める件の提案に反対し、まず、それに先立ち、次のような具体的な提案をいたすものであります。

一、持たず、つくらず、持ち込ませぬの非核三原則と平和憲法の精神に基づいて、日本の非核化宣言を今国会で決議すべきであります。

一、この非核化宣言を検証し、アジアの平和確

保に貢献するために、日本政府は、核兵器の配備、保有、実験、攻撃を禁止するアジア・太平洋地域非核化地帯の設置を実現するよう関係国に働きかけるべきであります。当面、今国会においては、同地帯の設置に努力する決議を採択し、同時に、その実現のために、そのアジア・太平洋地帯非核化国際会議を開催するように呼びかけるべきであります。

一、核保有国の核兵器全廃の第一歩として、地下核実験禁止協定と核不使用協定の締結を核保有国に働きかけるべきであります。当面、わが国に対する核保有国からの核不使用について、二国間の取り決めを結ぶべきであります。

以上の提案に対し、三木総理の御見解をここで伺いたいと存するものであります。

以上、私の意見を申し上げ、政府の見解をただして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕 河上君にお答えをいたします。

河上君は、五年も前に調印をしながら、批准をいまになつてなぜ求めたかというお話でございます。

言われるとおり、この条約は一九七〇年の二月、愛知外務大臣当時に結ばれたものでございますが、これが今日まで批准の手続がおくれまされたのは、日本が一番重視しておいた原子力の平和利用における査察の平等性というものの保障について、日本の受け入れ体制にもいろいろ整備しなければならぬ点もありましたが、その協定が今日まで結ばれなかったわけでございます。今回、日本の平等性が確保される原子力の保障協定が結ばれたことによつて、われわれの懸念が解消されたということ、批准を今国会に求めたわけでございます。

したがって、国会の提出がおくれたのは、河上君が御指摘のような日米の安保条約を強化する条件をつけるためだとか、あるいはまた、日米安保

条約の核に対する運用に弾力性を持たす条件をつけるために、そういう話がかかったから、そういうことでおくれたというようなことは絶対にありません。政府の方針は変わりはありません。いままでと変わりは無い。ただ、いま言ったような、この条約を批准するいろいろな日本が考えておいた重要な点が、まだ整備せなかつたということによって今日までおくれたので、政府の方針が変わったことによっておくれたものではないわけでございます。

また、非核三原則を堅持するかということですが、これはもう四十六年の十一月に、非核三原則は存置すべしという国会の決議もございまして、政府がこれを堅持するということのようなことは、もう当然のことでございます。しかし、一方、日本の安全が、今日の段階においては日米安保条約を必要としているということも事実であります。しかし、このことが、アメリカの政策に日本が盲従しておるといふふうには、われわれは考えていないわけでございます。

また河上君は、日本は平和憲法の精神からしても、あらゆる機会に、核軍縮あるいは核の兵器の廃棄ということをもっと積極的に努力することが日本の使命ではないかというお話でございます。われわれもさように考えておるわけでございます。しかし、積極的に日本が努力するために――

日本の発言というものに信頼性と有効性を持たすためには、一方において非核原則というものを堅持せよと言いながら、この核防条約の批准を引き延ばすということでは、日本の態度というものは、国際的に見ても明白を欠くのであります。だから私は、河上君の御指摘のような積極的な努力をするためにも、本条約の批准が必要である、こう言うものでございます。

それから、非核三原則のつくらず、持たず、持ち込まず、またそれに加えて持ち込ませずというものを、これも加えたらどうかということございしましたが、まあ持ち込まずと持ち込ませずとい

うことは、本質的には何も変わらないと私は思うのでございます。要は、核兵器を使用するために日本には置かないということである。そのため、私は非核三原則を誠実に堅持するということをおし上げておるのでございます。

また河上君は、核の非武装地帯、あるいはまた核の不使用の国際協定を結ぶということでございます。

理想は、私もまさにそのとおりであると思います。しかしながら、そこまで行けば、核はもう全廃するという一歩手前まで来ておるといふことになるわけでございます。それは、単に言葉で終わらせないためには、この問題は、やはり実際に、現実に目的達成に近づけるようにしなければいかぬ。ただ言葉で終わらせるというよりも、もっと問題を嚴重に考える必要がございます。そういうことからいくと、やはり今日の段階では、一遍に全廃の国際協定というまでは、国際環境がそこまで行っていないことは、河上君も御承知のとおりですから、段階的にその実効性の上昇する方法によるべきである。それは核軍縮である。核軍縮という段階を経て、やがては核の全廃まで行くということが実際のだと思ふのであります。また、その上に二国間の約束ということも、これは現実的な問題としては、大いに努力をすべきことだと私は考えております。

また、国会でこれを決議せよということでもございました。

御承知のように、昭和四十六年の十一月でしたか、もうこの国会において嚴重な決議をいたしておるわけでございますから、さらにこの決議を、もう一遍する必要はないと思うのでございます。

また、原子力の平和利用について、政府は原子力基本法に言う自主、民主、公開という原則を、いかにも踏みにじっておるようなお話でございました。

政府は、そうは考えておらないわけでござい
ます。基本法の精神は尊重をいたしておるわけでござい

ざいます。ただし、次の新しいエネルギーが開発されるまで、原子力発電の日本のエネルギーの供給に対するウエートというものは、私は非常に大きいと思います。そのためには、やはり原子力発電に対する国民の理解と支持を得られるようにすることが、きわめて大事でございますから、今後、原子力の開発については、安全性とか、また環境に対しての配慮であるとか、こういうものに対して十分に意を用いていかなければならぬ。したがって、今回も科学技術庁の中に原子力安全局というものを新設して、この局の新設ばかりでなしに、安全対策全般について、これを拡充して考えていきたいとしたしておる次第でございます。

お答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣（宮澤喜一君） 御指摘のように、先月私が米國に参りまして、わが國の安全保障の問題につきまして國務長官と討議をいたしました。また、その結果につきまして、米國の大統領から確認がありましたことも、御指摘のとおりであります。

このことによりまして、別段、日米安保条約上におきまする日本なり、アメリカなりの義務が、新しく加わったわけではございません。ただいま総理から御指摘がありましたように、従来どおりの関係をお互いに確認したということでございます。私も、わが国の安全のために日米安保条約がきわめて大事なものであると考えておりますことは、きょう初めて申し上げるのではありません。長らくこの議場でも申し上げておることです。でございますので、もしそのことのゆえをもちまして

て、この条約についての考え方をお変えにならないければならないと、もしおっしゃるのであります。た、この点につきましては、十分に政府として御説明申し上げることができる点であるという

ふうに私も考えております。
それから、平和利用と査察の点につきまして

は、確かに御指摘の点によく理解ができるのでございませう。

てこの査察の内容をいたずらにルースにして、それが非平和目的に流れるのを危うくするという意味ではありませんで、各国に比べてわが国だけが過酷な査察を受ける、あるいは、それによって、わが国が開発いたしました技術がよそに流れるというようなことになれば、国益にならない、こういう趣旨でございますして、御指摘の点は、十分査察をいたします上で確保していかなければならぬ大切な点であらうと存じます。(拍手)

〔國務大臣佐々木義武君登壇〕

○國務大臣(佐々木義武君) 私に對する御質問は、査察の平等性が確保されると言うけれども、原子力の開発利用に関しては、軍事目的と平和目的の區別が明確でない現状から見て、緩やかな査察というのは、かえつて秘密主義を助長するのではないか、むしろ査察を強化すべきじゃないか、したがつてまた、基本法で言われています自主、民主、公開の原則をさらに厳格にしたらどうだ、こういう御質問のように承知いたしました。

本不拡散条約のもとにおきます査察を含めた保障措置は、核物質の軍事目的への転用を防止するというのが本来の目的でございますので、その目的を達成するために必要な限度で、この査察が講ぜられるものでございますから、御指摘のように、この目的を逸脱するような査察を含む保障措置の運用は、あり得ないものだと考えております。

なお、わが国の原子力開発利用は、総理からも御答弁がございましたように、原子力基本法による自主、民主、公開の原則に沿ひまして、今後とも鋭意進めてまいりたいと考えておるところでございます。（拍手）

拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 松本善明君。

〔松本善明君登壇〕

○松本善明君 私は、日本共産党・革新共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました核兵器の不拡散に関する条約の批准承認案件について、総理並びに外務大臣に質問をいたします。

〔議長退席、副議長着席〕

日本共産党は、この核防条約につきまして、当初から、そこに含まれていた問題点の重大さを一貫して指摘をし、批准反対の態度をとってまいりました。日本政府による調印、そしてこの条約の発効から、すでに満五年の歳月が経過しましたが、この間の核兵器問題をめぐる内外の諸経緯は、わが党の批判的確さを一層明らかにしていると考えらるものであります。

一体、核防条約の本質的性格はどのようなものでありましょうか。

第一に、核防条約は、新しい核兵器保有国をつくり出さないというだけのものであって、アメリカ、ソ連、イギリス、フランス、中国の、すでに核兵器を持つている五カ国については何一つ手を触れず、むしろ、その核独占を維持し、強化しようとするものにほかなりません。このことは、本条約の第一条と第二条によって明白であります。

どの条項にも、核保有国に対し、核兵器の保有をやめさせたり、あるいは、少なくともこれを弱体化させるようなことは、何らうたわれておりません。核保有国の核独占体制を強める条約を指して、核軍縮の一步などと強弁するのは、日本国民を欺瞞するもはなはだしいと思います。明確な答弁を求めます。(拍手)

特に、本条約の第六条にうたわれております「核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置」等についての締約国の交渉なるものが、実際には空約束であったことは、この五年間の経緯で明白であります。

たとえば、核防条約が発効いたしました一九七〇年当時と、それから五年たった一九七四年末、

昭和五十年五月六日 衆議院会議録第十九号

昨年末における米ソ両国の戦略核ミサイルの弾頭数を比較いたしますと、総数で実に三倍にもふえているのであります。米ソそれぞれについて見てみますと、アメリカの戦略核ミサイルの弾頭数は、千七百十個から六千九百二十二個へと四倍強の激増ぶりでありまして、ソ連の場合が、千五百八十個から二千三百三十七個になったと言われており、約一・五倍の増強であります。核軍拡競争の悪循環は、引き続き野放しにされているではありませんか。それにもかかわらず、政府が、あたかも核保有国は核軍縮に誠意を持って当たっているかのように言うのは、現実の事態とは全く食い違っているものであります。

政府は、核防条約が核保有国の核独占体制を維持、強化することになっているという実際の重大な役割りを、日本国民の前に明らかにする責務があると思ひますが、総理の明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

第二に、核防条約は、新しい核保有国をつくり出さないという最も重大な表看板にしております。しかし、インドが六番目の核保有国になったのに続いて、エジプト、イスラエル、パキスタン等々の新たな核保有への動向も報じられており、この表看板自体が、すでにこの五年の間に完全に破綻をしております。これも、既存の核保有国の核軍拡競争が野放しにされていることと深いかわりを持つております。

こうした核兵器開発競争のどまるところを知らない悪循環をきつぱりと断ち、原水爆を許すなという日本国民の念願に真にこたえるためには、核防条約の批准ではなく、核兵器完全禁止のための国際協定の成立にこそ全力を傾けるべきであります。

第三に、核防条約のきわめて重大な問題点は、アメリカその他の核保有国が、その核兵器を外国に持ち込むことは全く何の制限もつけず、完全に野放しになっているという点であります。

本来、核兵器の不拡散とは、核兵器保有国が外国

に核兵器を配置することを指すのであります。ところが、本条約は、核兵器の拡散防止というこの条約の核心につきましても、新核保有国の阻止だけにしほり、アメリカなどが他国に自分の核兵器を持ち込むことは、自由とする立場をとっているものであります。つまり、わが国で言われております非核三原則の三番目の原則であります核を持ち込まざるに相当するものは、本条約では最初から取り除かれていたものであります。しかも、非核保有国の安全保障の名目で、核保有国が他国へ核兵器を持ち込んで世界的な核拡散を推進する条約を、核兵器不拡散条約と呼ぶこと自体が、世論を欺く以外の何物でもありません。(拍手)

さらにこの場合、核保有国の核のかさ提供を、特に国際決議によって正当化をしております国連安全保障理事会の非核保有国の安全保障決議と相まって、核保有国が同盟国などに自分の核兵器を持ち込み、相対する軍事ブロックを核軍事同盟化する体制をいよいよ固めているというところは、重大なことであります。これは、核保有国が核兵器を政治的に利用して、同盟国、従属国等への支配を強めることと、本条約が一体となっているという点ではありませんか。

さらに重大なことは、非核保有国の安全保障を問題にしなから、核防条約が、核保有国による非核保有国への核攻撃をも禁じていないことであります。

現に、本条約発効後、アメリカ政府がベトナムなどで核兵器使用計画をきわめて具体的に練ったことは、公然の秘密であります。一九七二年四月七日付のワシントン・ポストが暴露をいたしました、不時の際のインドシナ核戦争計画草案は、まさにその一例であります。

三木首相は、核防条約が核保有国による核攻撃をも禁じていないことについてどう考えておられるか、御答弁をいただきたいと思ひます。

ところで、核保有国による他国への核兵器持ち込みがこの条約と一体となっていることこそが、

日米安保条約によってアメリカの核戦略に組み込まれているわが国に、きわめて重大な結果をもたらそうとしております。

すでに、本条約承認案件の国会提出をめぐる自民党内の、いわゆる有事核持ち込み論議にこたえる形で、宮澤外務大臣は、国会内外で、条約解釈論からすれば、イエスもノーもあるのは当然だとか、国家が存亡の危機に立つ場合は、非核三原則以前の問題だ、などと述べております。また、宮澤外相の訪米により、韓国の有事の際には、日本への核持ち込みも、前向き、かつ速やかに検討する旨、日米間で話がついたとの報道もなされているように、条約批准の圧力とともに、核軍事同盟化を目指す重大な策謀が、アメリカ政府と、これに追随する日本政府によって進められつつあります。

政府は、条約論と政治論の使い分けによつて、この問題での野党側の追及をかわすことはできません。

総理は、緊急時も含めて、アメリカの核持ち込みにイエスと言うことは絶対ないのかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。もし、緊急時も含めて核持ち込みはノーと言うならば、核持ち込み禁止を法制化する考えはないか、はっきりお答えいただきたいと思ひます。(拍手)

さらに、政府は、四月二十五日の参議院外務委員会でのわが党の委員の追及に対しまして、沖縄県嘉手納基地駐留のアメリカ空軍輸送部隊が核空輸能力を持つていることを認めるとともに、核能力を備えた米軍部隊が日本に存在することが抑止力になっている、こう答弁をいたしました。核部隊のわが国への駐留を、抑止力の名で進んで容認するということは、非核三原則の精神を踏みにじるものではありませんか。

総理は、このような具体的な問題に関しても非核三原則を守るのかどうか、明確にしてくださいたいと思ひます。(拍手)

こうして、核防条約の批准は、日米軍事同盟の

昭和五十年五月六日 衆議院會議録第十九号

核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件(松本善明君の質疑 核兵器の不拡散に關 六八四)

公然たる核軍事同盟化に大きく道を開くものであります。このような核防条約の批准を推し進めようとしている三木内閣の真の動機が、核兵器にも依存したアメリカのアジア侵略政策への追従と加担、日米軍事同盟の侵略的強化にあることは、きわめて明らかであります。

宮澤外相は、サイゴン陥落の日の記者会見で、アメリカのベトナム介入を、崇高な意図に基づくものだったと述べ、他民族が共産主義のもとに隷属するという不幸だという点で、アメリカと同じ考えだと述べて、アメリカのベトナム侵略への歴代自民党内閣の加担を合理化いたしました。ここに示されているのは、アメリカや自民党政府の気に入らうが気に入らないが、その国の進路と運命を決めるのは、その国の人民の神聖な権利だという民族自決の権利を根本的に否認した、許すことのできない態度にほかなりません。これは、反共の名のもとに、他国への侵略と干渉をこごとく美化した、ダレス元アメリカ國務長官の冷戦の論理と全く同様のものではありませんか。

独立と自由を求めるベトナム人民に公然と挑戦をした宮澤外務大臣の、國際的にもきわめて重大な暴言に、三木総理大臣はどう対処するつもりであるか。また、宮澤外相の暴言こそ、日米安保条約の根底にある考え方そのものではないか、はつきりお答えいただきたいと思ひます。(拍手)

最後に、私は、今日の核兵器開発競争の悪循環を断ち、核拡散の憂慮すべき状況に根本的にメスを入れるためには、核兵器完全禁止のための國際協定の締結こそ、緊急の重要な課題だと強調したいと思ひます。(拍手)

これこそ、唯一の被爆国日本の國民の全世界への訴えとして、衆参両院でも決議されているところであり、昨年、日本で開かれた第六十一回列國議會同盟総会でも、日本代表団の提案により、満場一致決議されております。核兵器完全禁止の世論は、國際的にも新たな高まりを見せつつあります。

總理は、国会決議を尊重して、核兵器完全禁止協定の締結のため、あらゆる努力を行うべきだと思ひますが、この点についての明確な答弁を要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣三木武夫君登壇〕

○内閣總理大臣(三木武夫君) 松本君の質問にお答えをいたします。

核防条約のいう核軍縮というものは少しも進んでないではないか、むしろ核軍拡の方向にあるという御指摘でございます。

しかしながら、もし核防条約というものがなかったならば、私は、もっと大手を振って核軍拡が行われたのではないかと、抑止的な効果というものは、私はあつたと見るわけでございます。また、条約の成立後にも、幾つかの核軍縮の方向にある協定が行われたということも、評価すべきだと思ひます。

また、核防条約によつても、現存の核保有國の核保有というものは野放しにしておるのではないかと、このことでございます。

決してこの核防条約が満足なものではないけれども、だからこそ、日本が核兵器の開発の能力を持ちながらも、その核兵器を開発するという意圖を捨てて、率先して核拡散を防ぎ、核強化を防ぐために、これから努力をしようというわけですから、そういう意味において、私は、この条約を批准することによって、やはり日本の発言力を重からしめるものだと思ひます。

それから、核保有國の核兵器の他國への配備を放任しておるのではないかと、お話をございまして。

私は、やはり日本がこの問題については大きな発言力を持つ立場にあるのですから、だから、非核三原則というものを日本はみずから守つて、声を大にして、日本の持つておるような原則が世界に受け入れられるように、今後世界に訴えていくべきではないか、そういうふうに考えておるわけ

でございます。

それから、非核原則に対して、いろいろ有事の場合なども挙げて、これは拘束するのかわというお話をございまして。

しばしば申し上げておるように、昭和四十六年十一月のこの国会議場においての非核原則を遵守すべしという決議もあり、この決議がある限り、すべての内閣はこれに従わなければならないことは当然であると思ひます。

また、いろいろ有事の際というようなことでお話をありましたが、余り文学的な表現で、そしてこの安保条約の運用などというきわめて厳格を要するような問題を、そういうことを仮定していろいろ考えることは、私は適當だとは思ひないわけでございます。

また、核防条約が核保有國による核攻撃を禁止してないということでございます。

この条約は、核兵器の拡散を防止することを直接の目的とするものでありまして、したがつて、今後、完全軍縮というものに対して、核の軍縮というものについて、努力を積み重ねていかなければならぬと思ひます。

また、最後に、核兵器の全面禁止協定を締結せよというお話をございまして。

いま松本君の言われるように、いきなりそういう全面禁止協定が結ばれるような環境ならば、もう問題は無いのであります。しかし、そこまで今日の國際環境がいかなことは事実ですから、その以前に、核軍縮によつて、核兵器の全廢に通ずる入り口で今後努力をしていくということが、今日の課題であると考えておるわけでございます。

それから、外務大臣の発言については、外務大臣自身からお答えをいたすことが適當だと思ひわけでございます。

松本君の御質問には触れたと思ひますが、しかし、もし答弁の漏れたところがあるならば、外務大臣から補足をいたすことにいたします。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 補足をいたします。第一に、韓國に有事の際に、わが國に核兵器の持ち込みを許すという密約をしたという報道はどうかということでございます。

全くそのようなことはございせん。そのような報道があつたといつたしますと、それは事実ではございせん。

次に、民族が共産主義のもとに隷屬することは不幸云々と私が申したということでございます。民族がいかなる政治信条を持ちますかは、もとよりその民族が自由に選択すべきところであります。私の申しますのは、何々主義にかかわらず、力によつてその主義に隷屬せられるというやうなことがあれば、それは不幸なことである、そう申しておるのであります。(拍手、発言する者あり)

米軍の沖繩におります空輸中隊が、核兵器輸送の能力があるではないかという御質問は、確かに委員会においてあつたわけでありまして、現実に、わが國の領域においてこのような輸送が行われていないということは、その当時もお答えをいたしましたとおりであります。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 渡部一郎君。

〔渡部一郎君登壇〕

○渡部一郎君 私は、公明党を代表して、ただいま議題になりました核兵器の不拡散に関する条約の承認を求めるの件に対し、總理並びに關係大臣に質問いたします。

核兵器を全廢し、軍備なき國際平和を実現することは、全世界共通の課題であり、全人類のひとしく熱望するところであります。しかし、現実には、人類大滅亡を目指して、狂乱のごとく核兵器開発競争が行われ、米、ソ、中、仏、英、五大核武裝國の核保有量は増大の一途をたどり、米國だけを見ましても、広島型原爆六十一万発分を保有し、人類を十六回も滅亡せしめるに必要な量とな

りました。その上、核兵器保有国の拡散化の傾向も強まりつつあり、誤算と狂気と偶発によって、人類は滅亡の直前に迫り込まれたと言つて過言ではないのであります。これを食い止めることは、まさに人類の最大にして最緊急の課題であります。

しかし、対策は、大国のエゴと葛藤によって、はかばかしくありません。ことに、ただいま政府が国会に提出している核防条約は、成立して以来五年を経過しておりますが、当初より、この条約の実効的効果についての疑問が数多く表明されております。

特に、この条約は、核兵器の保有の全面禁止を目途としたものではありません。核兵器保有国の現在以上の増加を禁止しながら、他方、核保有国のみには無制限な核兵器の保有と拡大を許すという、一見矛盾する両面を持つところに、その基本的な性格が存在するのであります。

もちろん、わが党は、これ以上核保有国を増加させるべきではないという基本的な理念に關しては、何ら反対するものではありません。しかし、それだけでは十分と言えません。全世界をいま破壊させる引き金を持っているのは核保有国であり、その核保有大国の横暴と無軌道を放置してよいわけはないのであります。したがって、核防条約にサインするのみでは、人類の平和と生存のために実効的効果を期し得ない。核保有大国の恣意と横暴と誤算を食い止める、核保有国への参入を食い止めるために、条約批准とは別の措置が連動して働かなければならぬのであります。政府はどのような具体的行動をとろうとするのか、その決意のほどを明らかにしていただきたいのであります。

(拍手)
また、本条約は、わが党がかねてより主張いたしますような核兵器の全面撤廃を目途としていないところから発生する、本質的な欠陥があることは否定できないのであります。だからこそ、わが国政府も、署名の際、批准のための三条件を提示

したわけでありましょう。それ以来五年を経過した今日、政府は、これら三条件は満足できるまでに満たされたと確信した上で、ただいま批准承認案件として本院に提出したのかどうか、お伺いしたいのであります。

政府みづからが批准のための条件とした核保有国の軍縮、それはこの五年間にどの程度実現したと評価しているのでありましょうか。

米ソ両国間では、これまでSALT交渉、戦略兵器制限交渉が行われてきており、その内容は、およそ核軍縮という実体からは遠いものと言わねばなりません。ICBM、SLBM及び重爆撃機の上限は双方二千四百基ずつ、MIRV装備のICBM及びSLBMの上限は双方千三百二十基ずつとするなど、むしろSALT協定は、米ソ間に核兵器の驚くべき拡大均衡を保障するためのものであります。政府は、こうした現実をどう評価しているのか、ほかに実質的な核軍縮が一步でも前進した証拠があると評価しておられるのかどうか、ここに改めて政府の見解を求めたいのであります。

第二に、非核保有国の安全保障の問題であります。果たしてどこまでこれが確保される見通しとなったのか、政府の見解を承りたいのであります。

本来、核拡散防止条約の目的は、国際緊張の緩和とスタートに、核兵器の製造、使用、保持の権利をすべての政府から奪い去り、核戦略に全面的な制約を行い、さらにこれを前進させるものでなければならぬはずであります。しかるに、わが国政府は、条約批准の条件にアメリカから安全保障の確約をとるべきであるという、与党一部勢力の誤った要求に迎合して、わざわざ外務大臣をアメリカに派遣し、日米核安保の強化を図ったのであります。

さらに、われわれがとうてい黙視し得ないことは、宮澤・キッシンジャー了解として、政府は極東条項を拡大解釈して、日本全土をアメリカのアメリカに派遣し、日米核安保の強化を図ったのであります。

アジア核戦略のかなめ石であることを、みづから承認したばかりでなく、実質的に、核兵器の持ち込みにイエスもあればノーもあるという言い方で、核持ち込みを容認する体制を確認したことでもあります。このことは、抗弁の余地もなく核防条約の目的に反するばかりでなく、非核三原則に關する昭和四十六年十一月二十四日、歴史的な衆議院本会議決議に違反し、核大国の対立と緊張の激化に、わが国が加担する結果となるのであります。

三木総理は、非核三原則決議を守る、核はつくらず、持たず、持ち込まない、本日も先ほどから答弁されているわけでありすが、それでは、安保事前協議の際、アメリカから核持ち込みを迫られたら、イエス、ノーでなく、ノーだけしか言わないのかどうか、それをはっきりお答えいただきたい。もしノーだけだというのであるならば、安保事前協議に対する日本政府それ自体の方針は変わったものとして、アメリカ政府に対して意思表示をされるのが当然であると私は思います。いかがでありますか。

三木総理の答弁と外務大臣の答弁は、したがって、この問題では食い違つたままである。食い違つたままで、そうして実質的には日米安保体制の変質の定着を意図しているものと解釈してよいのか、私は、その点、政府のまとまつた見解をお伺いしたいのであります。(拍手)

政府は、今回の了解、確認によつて、核によるわが国の安全は保障されたと大言したいしているわけでありすが、かかる認識は、そこに重大な危険性と逆行性を内蔵するものと指摘せざるを得ないのであります。世界の非核保有国をして、いやおうなく核大国の系列に組み込み、冷戦へ逆行することが平和をもたらすとは、全く驚き入った判断と言わざるを得ないのであります。一触即発の核戦略体制を一体何だと考えておられるのでありますか。

核防条約の批准は、世界の平和と緊張緩和に役立つものでなければなりません。もし、批准ととも

もにこれに逆行する措置をとるならば、核防条約の存在意義そのものを失うばかりか、かえつて巨大なマイナスを生ずるのであります。この点に關する政府の見解を具体的に伺いたいと思うのであります。

大体、軍事同盟体制を強化すれば、安全保障が確保されるというような勢力均衡論は、いまや古い迷信となりました。また、現にアメリカのベトナム政策が惨めに破綻したことから見ても、これほど危険なものはないのであります。過去の歴史においても、軍事同盟体制や軍拡競争は、国際緊張を終局的に高め、戦争という悲惨な結果を招来していることは、明らかに実証されてきたところであります。

また、最も注目すべきことは、いかなる軍事同盟を結んだとしても、自国を犠牲にしてまで相手国を助けたというためしがあつたのでありましようか。たとえば、過去の日清議定書しかり、日独伊軍事同盟しかり、さらに、昨今のカンボジア、ベトナム情勢しかりであります。しよせんは、一方の都合によつて捨てられてしまふことを銘記しなければならぬのであります。

もし、核保有国間に戦争が発生した場合を想定するならば、アメリカの核のかさの下にある日本の運命はどうなるかと考えているのでありましようか。アメリカの戦略と連動する日本が、果たしてその圏外に置かれるとも期待しておるのでありましようか。核のかさは、それ自体が爆発物であり、わが民族の頭上において誘爆するものであることを知らなければならぬのであります。

ASEAN諸国は、賢明にも、ベトナムがたどつた悲惨な運命を深刻に考慮して、自国の安全保障政策を大きく再検討し、転換しようとしております。アメリカによる安全保障がいかに頼りないかを、身にしみて体験させられたからにはかならないのであります。

日本もまた、平和保障の方途はどうあるべきかを、いま改めて真剣に考えることが焦眉の重要課題

題であると思ふのであります。それは、日米軍事同盟体制より脱却し、自主独立の立場に立つて、いかなる国とも平和友好関係を積極的に推し進め、わが党のかねての主張のごとく、平和五原則に基づいた等距離完全中立の政策をとることです。

すなわち、日中平和友好条約を即時締結し、朝鮮半島、インドシナ半島との間に友好的接触を緊急かつ積極的に深め、日ソ領土問題を解決し、日ソ平和条約を締結するなど、外交に対する積極的取り組みが必要であります。これこそが、万が一にも最悪の事態において、日本民族が最後まで生き延び得る唯一の道であると確信するのであります。政府のこれに対する見解を承りたいのであります。(拍手)

第三に、原子力の平和利用についての保障措置は、ユラトム諸国と比較して平等性は確保されたのかどうか、明らかにしていただきたい。また、技術研究の平等性は確保されたとしても、核燃料の恒常的供給確保については保障されていない。核燃料については、常に核大国の政策に従属されざるを得ないのであります。供給源を多角化するなど、対米依存の脱却を図るべきではありませんか。この点、政府はどう対策を講じられるつもりか、また講じておられるのか、明らかにしていただきたいのであります。

世界の恒久平和という全人類の願望を達成し得るためには、核兵器の絶滅は絶対不可欠のものであります。すでに、核兵器の貯蔵量は全人類を全滅させるに余りある量であり、管理の限界を超えているのであります。いかなる国の核兵器の保有も肯定してはなりません。その核保有国との同盟関係が戦争を抑止するといふような、誤った核抑止理論を断ち切らなければなりません。すべての国のすべての核兵器の全廃に対する日本政府の断固たる姿勢と取り組みがあつてこそ、世界平和に貢献する日本国の存在があるのであります。わが国が世界の唯一の被爆国であるという単なる

感傷からではなく、冷徹な体験に即して、真に全人類のため、戦争も核兵器もない世界平和の理想を実現するといふ、確固たる確信と使命感に燃えて立ち上がるべきであります。この点の政府の決意のほどをお伺いしたい。

わが国政府は、これまで核兵器の撤廃について、自主的な核軍縮政策を何ら持ち合わせず、国際場裏においては、核実験禁止のために援助するといふだけの形式論を数回演説しただけであります。積極的な姿勢なんか一つもない。何たる恥辱、何たる不見識でありましょうか。もちろん、核兵器の全廃、あるいは核軍縮という問題が、決して公式論や原則論をもって解決できるものでないことは十分了解するとしても、一貫した外交理念のもとに、核兵器の全廃を世界に向かつて主張し、行動することがなせ行われなかったのか、十分反省すべきではないでしょうか。この辺、政府の確固たる姿勢を示されたいのであります。(拍手)

わが国は、非核保有国を結集して、積極的にイニシアチブをとり、この核防条約の根本的修正を行い、たとえば核保有国に対する核軍縮、核撤廃を義務づけるよう努力すべきであります。このための一つの方途として、わが国が、核兵器に関する国連の特別総会の開催を要求すべきであります。また、核保有国すべての首脳による世界核軍縮会議の開催を求めるよう、積極的な外交努力を図るべきことが必要であります。これらわが党の提案に対し、見解を明快に承りたいのであります。(拍手)

政府の核政策は、今日まで余りにも不十分であつたため、核防条約の批准の有無にかかわらず、日本政府が核武装する意思があるのではないかと、国際的な不信感がいつまでも、いつまでも残ることでありましょう。特に宮澤外務大臣は、最近の訪米において、核兵器の持ち込みを認めた態度をとつたことは、唯一の核被爆国としての日本の核兵器全廃に対する

説得力を、国際的に合なしにした責任は重大であります。ここで改めて、核兵器持ち込みに対する明快な態度の表明を要求するものであります。わが国が、独自の立場に立つて非核三原則を世界に宣明し、これらは単なる政策でなく、不退転の国是であることを明確化する措置をとるとともに、この非核三原則が国際的に承認されるよう適切な措置をとるべきであると思ひますが、その考えがあるかどうか。また、わが国は非核三原則の趣旨に沿ひ、いわゆる政府の言う自衛力として、いかなる形の核兵器も保持しないことを明確に公約すべきであります。政府の見解を承りたいのであります。

また、核防条約は、第三国、すなわち非核保有国に対する核兵器の持ち込みを禁止しておりますが、これは核保有国の露骨な談合の結果であり、本条約の致命的欠陥と言ふべきであります。政府は、一歩進んで、核保有国の、日本のような第三国に対する核兵器の持ち込みを禁止すべきことを明確に約束させるべきであります。また、核兵器保有国の核兵器不使用条約、さしあつては、いづれの核保有国も最初に核兵器を使用しないという程度の国際取り決めは、これを早急に実現されるよう要求するものであります。

これらのことは、少なくとも、すでに開催されている再検討会議において、総理自身、またはそれに代わる総理級の大使特使を派遣し、強く主張することを提案いたしますが、これに対する政府の見解を承りたいのであります。(拍手)

最後に、非核三原則遵守の問題は、憲法遵守の問題と関連して重大であります。政府は、四十六年十一月国会決議を、憲法に基づいて遵守されるかどうか。なぜこんなことを言わなければならないかといふ、稲葉法務大臣が、憲法遵守の義務があるにもかかわらず改憲集會に出席されたことで、私はあえてこれもまたお伺いしなければならぬのであります。この点について、政府の御見解をあらわして伺つておきたい。

以上をもちまして、私の質問とさせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣(三木武夫君) 渡部君の御質問は、核拡散防止条約に加入後、どういふ効果のある態度を政府がとるかということでございます。〕

核防条約を批准することによって、日本の発言というものに対して信頼性があるということが明白になるわけです。いままでは、どうも日本は、結局核武装を意図しているのではないかと、対日警戒心があつたことは否定することはできません。いろんな世論調査を見ても、非常にこの点が強く出ておるのであります。その不信感を払拭して、日本の発言力に重みを加えることが、これから日本の政府が行動する大前提にはなると思う。テクニカルなことを申せば、核軍縮の推進という点では、大いに今後日本が努力をすべきであると思ひます。

また、政府が署名のときにいろいろ関心を持つた三点が、それが満足されているかどうかということでございます。

三点の一つは、核軍縮の問題でございますが、この核防条約ができて、各国とも大つぱらな核強化というものに歯どめ的な効果は、私は大いにあつたと思う。また実際、軍縮の方向に関する幾つかの米ソ間の協定が成立して、これは多少進展しておるということは評価するものでございす。今後さらに努力をしなければならぬ。

非核保有国の安全保障の問題については、英米ソ三国宣言及び安保理事會の二百五十五号の決議等も行われております。また、目下開催中の、昨日から開催されております本条約の再検討會議においても、非核保有国の実質的な安全保障の措置というものが検討される模様でございます。そういうことで、この点につきましても、一応これが大きく取り上げられてきておることは事実でござい

ざいます。

また、一番日本が関心を持った原子力平和利用の保障措置の協定につきましては、実質的に平等性が確保される協定になったことは御承知のとおりでございます。

また、渡部君は、核防条約の批准に伴って、なぜ日米の安保の確保が必要なのかという御質問があったと思います。

日本の国民の一部に、核防衛の不安感もあったことは事実でございます。この条約に批准をした後における核防衛の不安感もあつたことは事実でございますから、日本防衛の責任をアメリカに對して宮澤外相が再確認することは、何らこれは、特にとりたててどうということではございません。このことによつて新しく日米安保条約が、何か新しいことが追加されたというようなことは、これは全然ございません。

また、私も宮澤外務大臣との間の食い違いはございません。安保条約の条約論としては、事前協議でありまして、両当事者が寄つて、そして協議をするのだから、両当事者ともノーともイエスとも言える権利を持つことは当然でございます。しかし、政策論としては非核三原則は堅持する、これはもう国会の決議もあり、政府の方針でもございまして、この点を宮澤外相も明白に申しておるのでございまして、私との間に何ら食い違いはないということでございます。

また、渡部君は、核防条約の体制は、大国の世界支配体制を固定化するものであるというふうに論じられました。

私は、そういうふうには見ていないのです。いままで日本の声が強く浸透し得なかったのは、日本の発言というものが、先ほどから申しておるように、一方においては非核三原則を堅持すると言いつつ、いつまでも核防条約をたな上げるといふそのあいまいさが、日本の国際的発言力に対する迫力を失ったわけでございまして、日本の発言を強力にして、これから日本

が有効な発言を国際社会において行うことが、世界平和と緊張緩和に日本は寄与できる、こう考えておるわけでございまして、この条約の批准を、非常に悲観的な評価はしていないわけでございまして。

また、今後、安保条約を廃棄して、完全中立政策、核の全面禁止、こういうことをやるべきではないかという議論でございます。

渡部君の頭の中には、一つの世界というものの理想を目指して追求していただけるのだと思ひます。その理想は追求されなければなりません。まだ遺憾ながら、現実がそこまでいってないのでございます。現実の世界情勢に照らせば、一国だけで自国の防衛のできる国はないのであります。どうしても集団安全保障体制によらざるを得ないというのが世界の現状でございます。この例をとつても、皆こういうふうな例になつておることを見てもわかるのでございます。この集団的な安全保障体制というものが、現時点における理想と現実の調和点であると私は思ひます。日米安保条約はこの見地から成り立っているものでありますから、これを維持していくという方針でございまして、これを廃棄する考えは持っていないことを明らかにいたしておきます。

それから、核保有国の首脳会議による世界の核軍縮会議を提唱したらどうか、いろいろ日本がイニシアチブをとれというお話がございました。これは、日本はいろいろなイニシアチブをとれる立場にあると思ひますが、しかし、そのためには、日本の立場があいまいであるということでは、そういうふうなイニシアチブをとるだけの迫力になかなか乏しいと私は思ひます。だから、そういうふうなイニシアチブをとれるように日本が強力な立場をとる、また、一方においては、そういう開催が可能であるような国際環境をつくることも日本は努力すべきである。そういう意味において、核防条約の批准というものは、非常に重要な意義を持つておると思うのでございまして。

また、非核三原則は不変的な国家政策であることとを明確にして、国際的にもこれを宣明せよというお話でございました。

これは、もう非核三原則は国会の決議もあり、三木内閣はこれを誠実に守るということ、何回も繰り返して申しておるのでございまして、これを不変的な日本の国家政策として国際的に明確にする道は、核防条約を批准することだと私は思ひます。

それからまた、いま開かれておる核防条約に対する再検討会議にも、私自身が行くか、また大物の特使を派遣せよというお話でございました。いま、核防条約に批准してないために、日本は正式のメンバーでなくしてオブザーバーとして送つておるのでございます。まず、この核防条約を批准して、堂々と正式メンバーになつて、そういう場において日本が強力に発言ができるような、そういう前提条件をつくること、この際必要だと思ひるのでございます。

また、最後に、稲葉法務大臣のことについて御質問がございました。

これは皆、各人はいろいろな考えを持つことは自由でございまして。いろいろな考えを持つていいわけでございますが、三木内閣は、しばしば国会においても、憲法改正の意図はないということを申しておるんですから、三木内閣の閣僚である限り、この方針に従うことは当然でございまして、稲葉法務大臣が、この私の方針と違つた考え方を持つておるというふうには、私は思つていないわけでございます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 先般の日米首脳会談以来、政府が核持ち込みを許す態度をとつておる、あるいは、日本全土をアジア核戦略のなかにしつゝある云々というふうな御指摘がございました。それは、いわゆる事前協議について、イエスの場合もあり、ノーの場合もあるという条約上の解釈について、私が申し上げましたことから出ま

た御疑問のようでございます。これは御承知のように、安保条約も交換公文も国会の御審議を得まして、両国間の約束となつておるものでございまして、条約の解釈といたしまして、イエスもありノーもあるというのが事前協議の制度であるというところは、別段異とするに当たらないところと存じます。ただ、このような協議が行われまじき、おそろくは国の最高意思の決定が必要なきでございまして、その場合に、政府がどのような意思決定をするかということにつきまして、しばしば総理大臣が述べておられます。たゞいまもお述べになりました。それが政府の意思となりますことは、当然のことでございます。

次に、先般の日米会談、安保体制に新しい権利義務を特に加えたとは存じませんが、しかし、この体制から脱却することが、わが国の安全保障の方途ではないかと渡部議員の言われますことは、必ずしも私もそう考えません。やはり基本的な平和外交、あるいは必要最小限度のわが国の自衛体制、そして安保体制の維持というものが、わが国の安全保障の方途であることに変わりはないと私は考えております。(拍手)

〔国務大臣佐々木義武君登壇〕

○国務大臣(佐々木義武君) 私に対する質問は、原子力の研究開発の平等性あるいは核燃料の安定供給は、この条約で講ぜられるかという御質問のようになりまして、承知しております。

この条約のもとにおきましては、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を進展させることについて、すべての締約国の権利が保障されることになっております。また、原子力平和利用のための核燃料等について、最大限度まで交換を容易にすることが約束されておりますので、したがって、御指摘の研究開発の平等性及び核燃料の安定供給につきましては、確保し得るものと考えております。

昭和五十年五月六日 衆議院會議録第十九号

核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件(の趣旨説明に対する永末英一君の質疑)

六八八

御説明がございましたが、先般、国際原子力機関との間に行われました保障措置協定予備交渉におきまして、査察の態様等を含むすべての面におきまして、ユラトム諸国との平等性を確保することができたものと考えております。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 永末英一君。

〔永末英一君登壇〕

○永末英一君 私は、民社党を代表し、ただいま上程されました核防条約批准案に対し、政府の所信をただしたいと存じます。

核防条約は、今後二十年にわたって、わが国の安全保障と原子力による技術発展に重大な影響を及ぼす重要な条約であります。三木内閣がどんな考え方のもとにこの批准を求めようとしておられるのか、四つの点につきまして、三木総理の見解をこの際明らかにしていただきたいと存じます。

第一は、核防条約の性格についてであります。もとより核防条約は、一九六〇年二月三日、ソ連の核脅迫により、スエズでの屈辱的な屈服を強いられたフランスが、第四の核保有国としてサハラ砂漠において核爆発を成功させ、次いで一九六四年十月十六日、核によるソ連の支配から脱却しようとした中国が、第五の核保有国として核爆発装置実験を成功させたことに刺激され、一九六五年八月十七日、ジュネーブ十八カ国軍縮委員会に、アメリカ、イギリス、カナダ、イタリア、四カ国共同核拡散防止条約案が提出、さらに同年九月二十四日、第二十回国連総会に対するソ連の核兵器拡散防止条約案が提出されてから、にわかに本格化されたものであります。一九六七年八月二十四日、十八カ国軍縮委員会に、アメリカとソ連は別個に同文の核拡散防止条約草案を提出いたしました

が、これ以来アメリカ、ソ連の共同歩調は緊密となり、一九六八年七月一日、ワシントン、モスクワ、ロンドンの三首都で核防条約の署名式が行われるに至りました。

核防条約は、このような成立過程から見ても、

また、核兵器国と非核兵器国との間における核兵器保有の固定化や査察の平等性の内容から見て、明らかに先発核兵器国であるアメリカ、ソ連、二大核兵器国の核支配の永続化を目的としたものであります。後発核兵器国であるフランス、中国の二国が核防条約に加入せず、また、インドが未加入のまま一九七四年五月十七日に、第六の核爆発国になった事実は、このことを雄弁に物語っております。

インドと紛争状態にあるパキスタン、さらに中東紛争の渦中にあるイスラエル、エジプト、サウジアラビア、アルジェリアなどが核防条約に未加入であることは、核防条約が、そもそも国家の安全保障には役立たぬどころか、かえって有害である、ぎりぎりの状態にあるこれらの国々が考えている証拠ではないでしょうか。

また、スペイン、南アフリカ、アルゼンチン、ブラジルなどのウラン産出国の未加入は、核防条約がアメリカ、ソ連支配にのみ役立ち、ウラン産出国には何ら益することのないことの表明と言えはしないでしょうか。

三木総理、あなたは、このようなアメリカ、ソ連の核による支配体制を今後二十年も続かせることが、世界平和を保つ唯一の道だとお考えかどうか、御意見を承りたい。

また、わが党は、核防条約草案が固まった昭和四十二年十月、原子力技術発展の速度を思い、条約有効期限を五年とするよう努力せよと政府に要求いたしました。政府は、今後期限二十年を定めるのみ込みむつもりかどうか伺いたい。

第二は、核兵器国の核軍縮についてであります。

条約第六条は、「核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小」に関して、各締約国が「誠実に交渉を行うことを約束」いたしております。自民党政府は、この条約署名の際、一九七〇年二月三日声明を発表いたしました。その中で、右の点に触れて、「日本国政府は、特に核兵器国がこの約束

に従い、具体的な核軍縮措置をとることが、この条約の目的実現のため必要であると考え、」と表明いたしました。

今回、政府は、批准案の提出に当たって、アメリカ、ソ連両国の核軍縮の努力に見るべきものがあると評価しているようであり、一体、何を以てそう評価しているのでしょうか。

この五年間、アメリカ、ソ連両国が核軍縮に関して交渉を行ってきたことは事実であります。それが、核軍備競争の早期の停止や核軍備の縮小を、誠実に交渉してきたと三木総理は考えておられるかどうか伺いたい。もっとも、アメリカ、ソ連の交渉というのは、「核兵器のすべての実験的爆発の永久的停止の達成を求め、その目的のために交渉を継続すること」を決議した一九六三年八月の部分核停条約から十年以上もたっても、全面核実験禁止が実現していない程度の交渉であります。

三木さん、あなたは誠実な政治家だと私は信じておりますが、誠実とは、一体何年ぐらいで目的を実現することか、お教えを願いたい。

核軍縮というのは、核兵器の能力や分量を縮小することだと私は信じておりますが、アメリカは、核防条約が発効いたしました一九七〇年三月から三月月たった同年六月、MIRV展開の決定を行いました。ソ連は、それに追いつこうと、MIRV化を急いでいるのが実情であります。またソ連は、一九七〇年、ICBMとSLBM合計千五百八十基を保有しておりましたが、七一年には千九百五十基、七二年には二千八十七基、七三年には二千五百五十五基、七四年には二千二百九十五基に増強いたしました。

三木さん、これらの経過を知らんになって、アメリカ、ソ連両国は、この五年間、誠実に核軍縮を行ってきたとあなたは考えになりますか。先ほどの御答弁は、もし核防条約がなかったら、それと比較すればというふうな、仮定を立てての御答弁でございましたが、いま私が申し上げました

事実に対して、率直な評価を国民に対してお示しを願いたい。

七〇年の政府声明は、「わが国も軍縮委員会のメンバーとして、軍縮の促進に協力する考えである」と言っていますが、政府はこの五年間、核軍縮に対し、アメリカ、ソ連両国に対して一体何をしてきたか、この際、国民の前に報告を願いたいと存じます。

昨年のウラジオストクのSALT IIに関する米ソ首脳会談で、戦略攻撃兵器運搬手段等の総数について、戦略ミサイル発射装置二千四百基、MIRV千三百二十発の上限の合意を見ました。

これに対し、政府は、天井を決めたことを高く評価しているようであり、事の真相は、双方での継続的増強を互いに合法化しただけのことです。早くも今日、ジュネーブにおけるSALT IIに関する技術交渉は、行き詰まりを見せているではありませんか。ソ連側が期限十年にも難色を示したことや、アメリカ・フォード大統領が帰国後の記者会見で、「ミサイルの精度向上や弾頭重量については何ら制限はない」と力説したことは、米ソ両国ともに、戦略兵器競争を停止したり、核軍縮を行おうなどとは、露ほども考えていないことを示すものではありませんか。三木さんの御見解を承りたい。

第三は、インドシナからのアメリカの撤退と軌を一にして核防条約の批准を求めた三木総理が、わが国の安全保障について何を考えているかであります。

三木総理が、国会へ核防条約の批准を求める意向を固めると、与党である自民党内では、わが国の安全保障と核防条約との関係について、てんやわんやの大騒ぎが起きました。これは、もとより核防条約自体が、わが国の安全保障に余り役立たぬものであることを、自民党の方々が知悉していたからことではありますまいか。

署名時の政府声明は、「核兵器国が非核兵器国の安全保障のための実効ある措置につき更に検討を

安全保障のための実効ある措置につき更に検討を

続けることを希望する。」と述べていますが、果たして、この五年間に、どんな実効ある措置がとられたと政府は判断しているのでしょうか。わが国政府署名前の六八年六月十七日の米英ソの宣言や、同年六月十九日国連安保理事会決議二百五十五は別として、署名後の五年間に、核兵器国が非核兵器国の安全保障のため実効ある措置をとったとするなら、それは何であるかを、三木総理は、この際国民に明らかにせられたいのであります。

実効ある措置なるものは、何もありません。さらに、アメリカはインドシナから撤退をするに至りました。この情勢に自民党はあわてふためき、宮澤外相を四月訪米せしめました。そして、日米安保条約がアメリカ側から廃棄されないようにこいねがったり、これと引きかえに、木村外相時代、一度は死んだ一九六九年佐藤・ニクソン共同声明でうたいました「韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要」の文句を生き返らせ、条約論としては、有事の際の核持ち込みにイエスはあり得るなどと強調し、非核三原則の国会決議を無視し、実体的には、朝鮮半島における戦争に三木内閣は片足突っ込んだのではないかと、国民に大きな危惧をもたらししました。

三木さん、これがあなたの平和外交なのですか。朝鮮半島に対するあなたの外交方針と、有事核持ち込みに対するあなたの意見とを明らかにしていただきたいのであります。

アメリカの援助のみに依存しておりましたグエン・バン・チュ・南ベトナム政権は、アメリカに見捨てられたときたちまち瓦解いたしました。この先例を、三木さんはどう受け取っておられるのでありましょうか。

わが国の安全をひたすらアメリカに依存しておる自民党政府では、防衛問題を国民的課題として国民に実感させることはできません。国民の並み並みならぬ犠牲において築き上げられているわが国の防衛について、三木さん、あなたは自分の

足で立つ防衛方針を国民に示されるおつもりはないか、伺いたいののであります。

昭和四十七年度から出発いたしました第四次防衛計画は、自民党政府のつくり出した狂乱インフレのため、すでに昭和四十八年度より遂行不可能に陥り、現在でも、計画終了時には五千億余円に上る装備の積み残しが見積もられております。四次防衛はすでに破綻してしまっており、四五年、政府はいま何を指針に防衛をやっているのでしょうか。予算は、自民党の多数によつて成立はいたしておりますが、三木さん、あなたはわが国防衛の最高責任者として、この際、わが国防衛の基本方針を明白に国民に示される責任があります。方針は改めねばなりません。総理のお考えを伺いたい。

最後に、核防条約と中国との関係について伺いたい。

核防条約批准は、米ソの二大超大国の核支配をわが国が認める結果になります。言いかえれば、これは米ソの覇権を認めることになるのであります。三木さん、あなたは、日中平和友好条約に、いわゆる覇権条項を入れたと、核防条約批准に矛盾するとお考えかどうか、お伺いいたします。

さらに、原子力の平和利用は、わが国産業の将来における重大問題であります。当然、日中両国間にこの点に関する協力が問題になると思ひますが、核防条約に加入しない中国との間で、原子力平和利用に関する協力関係をつくり上げていく御構想を三木さんはお持ちであるかどうか、伺いたい。

わが国の将来に重大な影響を持つ核防条約について、三木総理の基本的な認識と見解とを伺つて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕
○内閣総理大臣(三木武夫君) 永末君にお答えをいたします。

核防条約の性格について、米ソの核による支配

が、世界平和の維持の唯一の道かというような意味の御質問があったと思ひます。

この条約は、米、英、ソ、仏、中という五核兵器保有国の存在は認めてあるわけです。しかし、この条約のねらいは、いまださえないところ、人類の不安の原因になっておるわけでございしますから、これ以上核兵器の保有国の出現を防止しようというの、この条約のねらいであります。したがって、米ソの核による世界支配を認めたものではないのでございします。特にまた、この核兵器に對しては、核軍縮を誠実に交渉を行うというような規定もいたしておるわけでございします。

また、二十年という長期の期間を定めるのみにするのとお話でございしました。

この条約に参加すれば、二十年間の有効期限があることは御指摘のとおりでございしますが、この条約には脱退の規定もございしますし、条約の運用については、再検討する会議の開催も規定されておりますので、運用に對しては、いろいろ弾力的に對処できる道が開かれております。

それから、核軍縮について、米ソ両国は核軍縮を誠実にやってきたかというお話でございします。この条約が成立後、米ソ間には核軍縮に関する四つ、五つの条約や協定が締結されております。これは以前には見られなかったことだと私は考えております。しかし、われわれが期待するような方向には行っていないとしても、両国による交渉というものは、誠実に行われておるものと考えておるわけでございします。

また、この条約の中に言う核軍縮に對して、期限は何年を目標にしておるかというお話でございしました。

期限の規定はないわけでございしますし、ことに軍縮というようなことは、永末君お考えになりまして、なかなかこれは容易なことではないことは明らかでございしますので、相当時間をかけて、これは着実に実現していく努力が必要であると思ひます。

また、米ソ両国はこの五年間、核軍縮を行ってきたかというお話でございしました。

核軍縮の進展に、枠をはめるといふ努力は続けられておると思ひます。この点については、評価し得るものもございします。また、先ほども申しましたように、核軍縮に関する幾つかの条約、協定というものも行われたわけでございします。

また、わが国は米ソ両国に對して、核軍縮にどういうことをしてきたのかということもございしますが、国連とか軍縮委員会の場合に、米ソを含む核の保有国に對して、絶えず核軍縮の推進を訴えてきたわけでございします。しかし、先ほど私が申し上げましたように、どうもわが国の発言というものに、国際的な何かこう迫力が欠けるのは、それは、日本はやはり非核三原則というものを言つてはおるけれども、なかなか核防条約の批准というものもちゅうちょする、そういうところ、核兵器の開発を内心考えておるのではないかと、こういう疑惑を世界に持たしておること、は事実で、それは各国における世論調査を見ても、そういうふうな日本の将来を考へる世論というものが非常に高いわけでありますから、なかなか、日本がいろいろ言つても、その発言力というものは重みを欠いたことは、私は事実だと思ひます。

そういう点で、この条約を批准するということは、日本の平和外交を行う上において一つの新しい出発点だと私は思ふものでございします。そういう意味において、いままでの努力というものは成果を必ずしも上げていないけれども、これから、この問題こそ、核戦争防止のために日本が働ける大きな一つの問題だと私は考えておるわけでございします。

また、米ソ両国が核軍縮を行うものだと思ひてゐるのかということもございします。

しかし、世界の世論というものをとと凝結して、そうして、もうせざるを得ないように持つていくことも必要だと私は思ひます。それは、世界

昭和五十年五月六日 衆議院會議録第十九号

核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件の趣旨説明に対する永末英一君の質疑 朗読を省略した議長

六九〇

を見れば非核保有国が圧倒的に多いのですから、日本がその先頭に立って世界の世論を凝集して、そして核軍縮、やがては核兵器の国際管理あるいは廃止、こういう問題について、日本は努力する余地が非常に多いというふうに考えるものでございます。

わが国の安全保障について、ことに、非核保有国の安全保障に対する実効ある措置とは、どんなものかという御質問でございました。

いま永末さんの御指摘にもございましたように、安全保障に関する米英ソ三国の宣言とか、安保理事会の決議等もございましたが、しかし、まだ実効のあるということには、今後の努力が要ると私は思う。ことに、きのうからジュネーブで開かれておる本条約の再検討の会議、これは非核保有国の安全保障に対する実効的な措置というものが十分検討される場でもあると思いますから、今後この点については、さらに努力を必要といたさなければならぬと思います。

朝鮮半島に対して、三木内閣の外交が、非常に朝鮮半島の緊張を激化するようなことを考えておるのではないかとというような意味のことがございました。

そういうことは絶対にないわけでございます。朝鮮半島の平和と安定というものは、わが国の平和と安定にとって最も重大な関係を持つのでありますから、われわれが望むものは、どうか朝鮮半島というものの緊張が緩和して、平和と安定が朝鮮半島に確立してもらいたいということが、わが外交の心からなる願いであるし、この認識の上に立って、朝鮮半島に対する外交を行っているところと考えるものでございます。

韓国との間には、最近種々な、いろいろな不幸な事件が起きましたけれども、今後わが国は韓国とも相互理解を増進して、日韓関係というものを一層安定させていく所存でございます。また、北鮮との間には、人間とか経済、文化の面において交流を積み重ねていって、北鮮との間にもまた相互理解を深めていきたい。わが国は、南北が話し合うことによって相互間の緊張が緩和されるような、そういう状態が一日も早く朝鮮半島にできることを願っておりますのであって、朝鮮半島の平和と安定、それによって発展をしていくということを期待いたしておるわけでございます。

また、アメリカに依存する防衛は、アメリカから崩れるのではないかとということでございます。アメリカは、日本に対する一つの安保条約の義務は、繰り返し繰り返し誠実に守るということをやっておりますのでございまして、そう友好国というものを疑ってかかれば、なかなか外交というものはやりにくいわけでございまして、アメリカから崩れるとは私は思っていないのでございます。したがって、わが国防衛の一つの柱である安保条約というものは、やはり維持していきたいという考えでございます。

日本の安全保障に対して、どういう考え方を持っておるかということでございます。国民の安全を確保するということは、もう政府の第一義的責任であると考えておるわけです。そのためには、いろいろな条件というものの総合化されたものの中に一国の安全はあるわけでございますから、したがって、軍事面だけというわけではございません。しかし、軍事面も大事でございますから、日本は日本の国を守るという一、攻撃するということ必要はないわけでございますから、一国を守るための防衛力を確保するということ、また安保条約を維持していくこと、また、一方においては諸外国との友好関係というものを増進し、また世界の平和を崩すような条件、技術協力とか経済協力もそうですが、そういう条件をなくしていくための努力、こういう外交的努力も要るし、国内においては、政治、経済、あらゆる面において国の安定を図っていくというための内政上の努力が要る。そういうものが総合化されて一国の安全というものが確保されるので、そういう点について

は、これは国民に対する最も第一義的な責任なりと考えて、国の安全確保に対しては、われわれとして、あらゆる場合を考えて対処いたしておる次第でございます。

また、日中の平和友好条約に関連して御質問がございました。

日中の平和友好条約は一日も早く締結したい、そして日中の永遠の友好関係の基礎を確立したいということをお願いしておるわけでございます。そのためにただいま外交交渉をいたしておることは、御承知のとおりでございます。今日の核防条約と日中平和友好条約とは、何らかのかわり合いがある問題ではないわけでございます。別の問題でございます。

また、中国との間に原子力の利用というものについて、これは将来協力関係が必要ではないかという御質問でございました。

将来、科学技術一般に関する中国との協力関係が進展して、原子力の平和利用の問題でも、私は協力の可能性が生まれる場合が大いにあると思います。現在はまだそこまでいっておりませんが、そういう場合もあり得ると考えるわけでございまして、そういう場合が起れば、またそういう協力ということは必要であるわけでございます。

お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 総理大臣が非常に詳しくお答えになりましたので、ほとんど漏れはないと存じますが、非核保有国の安全保障につきましては、一九六八年の米英ソ三国の共同宣言、あるいは安保理事会決議二百五十五号は、今日も私も御指摘のように、いわゆるこの条約のもとにおける再検討会議がすでに開かれたところでございますので、ただいま永末議員の御質疑の中にございましたいろいろな含意をよく私も心に置きまして、非核保有国としての安全保障につきましまして、この再検討会議の場で主張をしまいたい

と考えております。(拍手)
○副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。
午後四時五十九分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	三木 武夫君
外務大臣	宮澤 喜一君
大蔵大臣	大平 正芳君
厚生大臣	田中 正巳君
国務大臣	福田 一君
国務大臣	佐々木義武君
出席政府委員	
内閣法制局第三部長	茂 俊君
外務省条約局長	松永 信雄君
外務省国際連合局長	鈴木 文彦君

○朗読を省略した議長の報告

(条約送付及び通知)
一、去る四月二十四日、国会において承認することとを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

(通知書受領)

一、去る四月二十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦

貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に
関する議定書の締結について承認を求めるの件
関税及び貿易に関する一般協定の議定書の変更
に関する第二確認書の締結について承認を求め
るの件

一、去る四月二十五日、参議院議長から、次の法
律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合
理化に関する特別措置法
高圧ガス取締法の一部を改正する法律

(報告書受領)
一、去る四月二十五日、内閣から次の報告書を受
領した。
昭和四十六年度決算に関する衆議院の議決につ
いて講じた措置

一、去る四月三十日、内閣から次の報告書を受領
した。
災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭
和四十八年度において防災に關してとつた措置
の概況の報告書

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭
和五十年年度において実施すべき防災に關する計
画の報告書

(判決正本受領)
一、去る一日、最高裁判所長官村上朝一君から、
最高裁判所裁判事務処理規則第十四條後段によ
り、四月三十日最高裁判所大法廷において判決
の言渡しがあり、同日確定した上告人株式会社
角吉被上告人広島県知事間の行政処分取消請求
事件についての判決正本を受領した。

(要求書受領)
一、今六日、内閣から、原子力委員会委員に御園
生圭輔君を任命したので、原子力委員会設置
法第八條第一項の規定により本院の同意を得た
い旨の要求書を受領した。

一、今六日、内閣から、国家公安委員会委員に橋
善守君を任命したので、警察法第七條第一項
の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受
領した。

受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月二十四日、議長において、次のとお
り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名し
た。

内閣委員

辞任

笠岡 喬君
近藤 鉄雄君
三塚 博君
吉永 治市君
山本 政弘君
大久保武雄君
登坂重次郎君
野田 毅君
野原 正勝君
島本 虎三君

補欠

登坂重次郎君
野田 毅君
大久保武雄君
野原 正勝君
島本 虎三君
三塚 博君
笠岡 喬君
近藤 鉄雄君
吉永 治市君
山本 政弘君

文教委員

辞任

山口 鶴男君
山中 吾郎君
伊東 正義君
大久保武雄君
加藤 紘一君
粕谷 茂君
小林 正巳君
高橋 千寿君
登坂重次郎君
野原 正勝君
栗山 正勝君
稲葉 誠一君
島本 虎三君
奥田 敬和君
片岡 清一君
塩川正十郎君
高島 修君
羽田 孜君
萩原 幸雄君
浜田 幸一君
増岡 博之君
山本 幸雄君
綿貫 民輔君
村山 喜一君
山本 政弘君

補欠

山中 吾郎君
山口 鶴男君
萩原 幸雄君
増岡 博之君
浜田 幸一君
片岡 清一君
羽田 孜君
高島 修君
綿貫 民輔君
塩川正十郎君
山本 幸雄君
奥田 敬和君
村山 喜一君
山本 政弘君
栗山 正勝君
加藤 紘一君
登坂重次郎君
小林 正巳君
粕谷 茂君
瓦 力君
大久保武雄君
伊東 正義君
野原 正勝君
高橋 千寿君
綿貫 民輔君
村山 喜一君
山本 政弘君

運輸委員

辞任

齊藤 正男君
松浦 利尚君
松浦 正男君
齊藤 正男君

補欠

松浦 利尚君
齊藤 正男君

辞任

加藤 紘一君
三塚 博君
森 喜朗君
越智 伊平君
奥田 敬和君
増岡 博之君

補欠

増岡 博之君
越智 伊平君
奥田 敬和君
三塚 博君
森 喜朗君
加藤 紘一君

(条約提出)

一、去る四月二十五日、内閣から提出した条約は
次のとおりである。
核兵器の不拡散に関する条約の締結について承
認を求めるの件
一、去る四月三十日、内閣から提出した条約は次
のとおりである。

(議案提出)

一、去る四月二十五日、内閣から提出した議案は
次のとおりである。
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法
律の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る二日、予備審査のため参議院から送付さ
れた次の議案を受領した。
集団代表訴訟に関する法律案

(条約付託)

一、去る四月三十日、委員会に付託された条約は
次のとおりである。
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三
十八表(日本国の議定書)に掲げる議定書を修正し

昭和五十年五月六日 衆議院會議録第十九号 朗読を省略した議長の報告

六九二

又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件(条約第二三三号)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る四月二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

油濁損害賠償保障法案(内閣提出第六四号)

運輸委員会 付託

一、去る二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

集団代表訴訟に関する法律案(白木義一郎君外一名提出、参法第一七号)(予)

法務委員会 付託

(議案送付)

一、去る四月二十四日、第七十二回国会、第七十三回国会及び第七十四回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

宅地開発公団法案

一、去る四月二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国民年金法等の一部を改正する法律案

(条約通知)

一、去る四月二十四日、参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。
日本国政府とオーストラリア政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

て承認を求めるの件

(条約通知書受領)

一、去る四月二十五日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件
関税及び貿易に関する一般協定の議定書の變更に関する第二確認書の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る四月二十五日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案

一、去る四月二十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、去る四月二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員竹内猛君提出新東京国際空港建設に係る基本計画及び工事実施計画に関する質問に對する答弁書

新東京国際空港建設に係る基本計画及び工事実施計画に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十年三月二十七日

提出者 竹内 猛

衆議院議長 前尾繁三郎殿

新東京国際空港建設に係る基本計画及び工事実施計画に関する質問主意書

新東京国際空港(以下「成田空港」といふ)は、新東京国際空港公団(以下「公団」といふ)により、公団法第二条に示される要件を備える公共用飛行場として、公団法第二一条の規定により運輸大臣の指示した基本計画に従い、航空法第五五条の三第一項の規定により運輸大臣の認可を受けた工事実施計画に基づき、千葉県成田市に種々の問題をはらみながら建設中であるとされている。

ところで成田空港設置に係る法体系と運輸省や公団の現実の営為との間に矛盾があるとの指摘がある。基本計画及び工事実施計画に関する諸点につき以下政府の見解を質したい。

一 運輸大臣は昭和四一年二月二日空飛監第二二四号の三として公団法第二一条の規定に基づき、基本計画を公団に指示したが、

(1) 同二一条は、基本計画の変更についても規定している。同条の規定に基づき運輸大臣が現在までにした基本計画の変更指示につきすべての変更指示の日時とそれぞれの内容を明らかにされたい。

(2) 公団法第三七条は公団の営為に係る情報を入力できる権限を運輸大臣に与えている。建設中とされる成田空港につき、基本計画を逸脱している点をすべて明らかにされたい。また、その原因はそれぞれ何か。

(3) 運輸大臣による基本計画の指示又は同変更の指示には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならぬことが、公団法第三九条第一号に規定されている。同規定に基づき運輸大臣が大蔵大臣と協議したすべての日時とそれぞれの内容を明らかにされたい。

(4) 成田空港の状況が基本計画と部分的にしろ現実的に異なってくる場合、右の大蔵大臣との協議はどのように扱われるのか。この場合の運輸大臣及び大蔵大臣のそれぞれの責任(内容、分担)は何か。

二 昭和四一年二月二日空飛監第二二四号の三として指示された基本計画では「運用時間は二四時間とする」となっている。一方、昭和四六年一月二十九日、空新第六号として、運輸大臣より千葉県知事友納武人氏に回答された運行時間では「二三時から六時までの間は航空機の運航ダイヤを認めないこととするが、航空機の運航に当たつて遅延等を生じた場合は、例外として処理すること」としている。また「二三時以降の運航便数についても、東京国際空港の現行進行便数を上回らないよう努力したい」としており、これは明らかに前記基本計画を逸脱せしめるものである。

(1) 右回答を作成するにあたり大蔵委員と協議したか。

その日時と協議内容を明らかにされたい。

(2) 右回答が運輸大臣による基本計画の変更でないとするなら、右回答と前記基本計画との関係を明らかにされたい。

(3) 前記基本計画で、なぜ運用時間を二四時間としたのか。また千葉県知事への前記回答では、なぜ運行時間を制限したのか。

(4) グローバルな視点で、成田空港のもつ地理的条件を考慮するとき、世界第一級の国際空港としては運用時間は二四時間であるべきであると思料するが、政府の見解はいか。

(5) 例えば、中国発成田空港経由のアメリカ大陸行き（中国大陸を二〇～二二時発として）は成田空港では、深夜便（二時から六時の間の便）となることはないのか。逆にアメリカ大陸から成田空港経由で中国大陸行きの早朝着の便は同じく成田空港では、深夜便となることはないのか。また右深夜便を禁止することは、例えば中国に対して、いたくサービスの悪い国際空港にならないのか。その理由は何か。

(6) 成田空港が現実の問題として深夜便を禁止せざるを得ないとするのなら、基本計画自体に内部矛盾があつたことにならないのか。その理由は何か。

(7) 基本計画で指示された空港敷地の面積で同じく三本の滑走路を二四時間航空機の離着陸に機能せしめるには、例えば、航空機騒音によ

り環境破壊からいつて空港敷地の面積が狭過ぎたということはないのか。その理由は何か。

三 昭和四一年一月二日空飛監第二一四号の三として指示された基本計画では、工事の完成の予定期日として「(1)滑走路A及びこれに対応する諸施設については、昭和四十六年三月三十一日。(2)上記以外の諸施設については、昭和四十九年三月三十一日」としている。

(1) 右工事完成の予定期日を実現可能であると見て算定した根拠は何か。

(2) 右において用地の取得に要する日数としてどれだけの期日を予定したか。またその算定根拠は何か。

(3) 右において「滑走路A及びこれに対応する諸施設」とあるが「対応する諸施設」とは何を指すのか。具体的に明らかにされたい。

(4) 基本計画では、公国法第二〇条第一項第三号にある機能施設については、言及することはできないことになっているが、機能施設についての工事の完成期限は別途指示したのか。いかなる形により指示したか。またその内容及び算定根拠は何か。

四 昭和四一年一月二日基本計画の指示を受けた公国は翌一三日に、航空法第五五条の三第一項前段の規定により、空公計一第二号として、運輸大臣に対し「新東京国際空港に係る工事実施計画の認可申請」を行った。

(1) 公国は基本計画の指示を受けた翌日に工事

実施計画の認可の申請を行っているが、基本計画につき十分な検討をしたのか。基本計画が実現可能と判断した根拠は何か。

(2) 公国が、公国法第三章で規定される業務を正式に開始した日時はいつか。

(3) 右の申請に係る工事実施計画の作成に公国が要した日数はどれほどか。

(4) わずか一、〇六〇ヘクタール程度の面積に指示された滑走路を三本も作り、かつ運用時間を二四時間ならしめることができる公国はどのようにして判断したのか。

(5) 基本計画で指定された工事完成の予定期限で現実の工事が終了しうると判断した根拠は何か。

五 昭和四一年一月二日に空公計一第二号としてなされた「新東京国際空港に係る工事実施計画の認可申請」は航空法第五五条の三第一項前段の規定によるとされているが、同条項をうけた同法施行規則では、新空港（第七六条の三）航空保安無線施設（第九八条の二）及び航空灯火（第一二五条の二）とを区別している。

(1) 新空港に係る航空保安無線施設及び航空灯火の種類をすべてを明らかにされたい。

(2) 右航空保安無線施設及び航空灯火に係る工事実施計画の認可の申請及び航空法第五五条の三第一項後段の規定による変更認可による申請並びにこれら認可の日時をすべて明らかにされたい。

(3) 右において航空灯火の設置される場所はそれぞれどこか。

右用地の申請時における所有者名をすべて明らかにされたい。

六 新空港、航空保安無線施設及び航空灯火につき、航空法第五五条の三第一項で規定される工事実施計画の認可申請及び同変更認可の申請には、工事の完成予定期限を明記しなければならないが

(1) 右工事完成の予定期限はそれぞれいつとされていたか。

(2) 右工事完成期限より遅延して完成した施設は何か。

その理由はそれぞれ何か。

(3) 右工事完成予定期限より現在に至るも遅延している施設は何か。その理由はそれぞれ何か。現在の完成予定期限の日時はそれぞれいつか。

(4) 航空法第四二条第一項は完成検査につき「工事が完成したときは遅滞なく運輸大臣の検査を受けなければならない」としているが、現在までに工事が完成したもので、完成検査を受けていないものがあれば、それは何か。またその理由は何か。いつまでに検査を受けさせるのか。

(5) 航空法第四二条第三項は完成検査に合格した時は「遅滞なく供用開始の期日を定める」としているが、完成検査に合格した成田空港の

昭和五十年五月六日 衆議院會議録第十九号 朗読を省略した議長長の報告

施設で、いまだに供用開始の期日を定めていないものがあればそれは何か。またその理由は何か。いつまでに供用開始の期日を定めるのか。

右質問する。

昭和五十年四月二十五日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員竹内猛君提出新東京国際空港建設に係る基本計画及び工事実施計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹内猛君提出新東京国際空港建設に係る基本計画及び工事実施計画に関する質問に対する答弁書

一について

新東京国際空港(以下「成田空港」という。)は、昭和四十一年十二月十二日運輸大臣が指示した基本計画(同年十二月二日運輸大臣から大蔵大臣に協議)に従って建設されているものと承知している。なお、同基本計画の変更はしていない。

二について

(1)及び(2) 空港の運用時間とは、当該空港の設置管理者が滑走路点検等により自らの責任において供用可能な状態を維持している時間であり、通常、この時間帯においては、航空機

が運航に際し航務、管制等の航空保安業務の提供を受けることができるものである。これに対し、御指摘の回答は、航空機の騒音による空港周辺の環境問題を考慮して、実際上できる限り深夜に航空機が発着することとならないように処理したいといっているものであつて、同回答において「運行時間」というのは、具体的な運航ダイヤ上の問題を指している。なお、このような深夜における発着の制限は、東京国際空港及び大阪国際空港において現に実施している。

(3)から(7)まで 成田空港の運用時間については、東京国際空港及び大阪国際空港と同様二十四時間とする予定であるが、深夜の発着については、空港周辺における環境問題を考慮するとともに、諸外国の国際空港における発着時間の制限に関する実態等をも勘案し、所要の制限措置を講ずることを考えている。

三について

(1)及び(2) 成田空港については、用地買収、建設工事等に要する期間を勘案し、御指摘の基本計画において、おおむね四千メートルの長さの滑走路及びこれに対応する諸施設についてはおおむね昭和四十五年度末までに完成を予定し、全工事の完成は昭和四十八年度末を目途とするように定めたものである。なお、用地買収については、通常用地の買収に要している期間等にかんがみ、ほぼ二年間で買収

を完了できるものと考えた。

(3) 滑走路Aに対応する諸施設とは、滑走路Aを供用するに必要な着陸帯、誘導路、エプロン等である。

(4) 御指摘の施設については、その完成予定期限については基本計画では指示していないが、空港の開港に支障を生ずることのないよう滑走路、着陸帯等の建設工事の進捗よく状況に応じて施行し、完成するよう指導している。

四について

(1)から(3)まで 新東京国際空港公園(以下「公園」という。)は、昭和四十一年七月三十日に発足しており、基本計画の指示を受けた同年十二月十二日までの間、四か月以上にわたり成田空港の計画について運輸省との間で事前に緊密な連絡、調整を図っていたものであつて、その間、予想される基本計画を前提として十分検討を尽くしたものと承知している。

(4) 御指摘の点は特に支障はないと判断されたものと承知している。なお、運用時間の意義については、二において答えたとおりである。

(5) 成田空港については、昭和四十二年から用地買収に着手し、ほぼ二年間でこれを完了で

○航空保安無線施設

(申請日)

昭和四十四年九月二十日

きるものと考え、用地買収と並行して、取得した用地に逐次諸施設の建設を行うことにより、滑走路A及びこれに対応する諸施設については昭和四十六年三月三十一日までに、その他の諸施設については昭和四十九年三月三十一日までに完成できると判断されたものと承知している。

五について

(1) 成田空港に係る航空保安無線施設及び航空燈火は、次のとおりである。

○航空保安無線施設

NDB、VOR、DME、ILS

○航空燈火

飛行場燈台、誘導路燈、誘導路中心線燈、誘導案内燈、風向燈、進入燈、進入角指示燈、旋回燈、滑走路方向指示燈、進入路指示燈、滑走路燈、滑走路末端燈、滑走路中心線燈、接地帯燈、滑走路距離燈、非常用滑走路燈、滑走路末端補助燈、過走帯燈、航空障害燈
(2) 成田空港に係る航空保安無線施設及び航空燈火の各工事実施計画についての航空法第五十五条の三第一項の規定による認可の申請及び認可の日は、次のとおりである。

(認可日)

同年十月三日

昭和四十七年二月二十四日(変更)
同年七月二十一日
昭和四十九年七月二十四日(変更)
同年九月十八日

○航空燈火

(申請日)

(認可日)

昭和四十四年九月二十日
同年十月三日
昭和四十七年四月二十八日(変更)
同年六月二十九日
昭和四十九年七月二十四日(変更)
同年八月十九日
昭和四十九年十一月二十六日(変更)
同年十一月三十日

(3) 航空法第五十五条の三第一項の規定による工事実施計画に記載された航空燈火のうち空港敷地外に設置されるものは、進入燈、滑走路方向指示燈及び進入路指示燈の三種類であり、これらの航空燈火の所在地及び設置予定地(公有地を除く。)の申請時における所有者は、次のとおりである。

(航空燈火)

(所在地)

(設置予定地の所有者)

進入燈

別紙一のとおり

千葉県成田市

同県山武郡芝山町

同県香取郡多古町

滑走路方向指示燈

千葉県成田市

進入路指示燈

千葉県香取郡下総町

別紙二のとおり

六について

(1)から(3)まで 航空法第五十五条の三第一項前段の規定による認可を受けた工事実施計画において定められていた工事の完成予定期日は、滑走路A及びこれに対応する着陸帯等の諸施設並びに同滑走路に対応する航空保安無線施設及び航空燈火については昭和四十六年三月三十一日、その他の諸施設については昭和四十九年三月三十一日とされていたが、空

港建設の反対運動等により公団による事業の実施に遅延が生じたため、公団において同項後段の規定による工事実施計画の変更の認可を受けて、逐次その期日を延伸し、現在の完成予定期日は、前者については昭和五十年十二月一日(航空保安無線施設については昭和四十七年二月二十九日)、後者については昭和五十四年三月三十一日となつてゐる。

(4)及び(5) 航空法第四十二条第一項の規定によ

る検査は、新設空港に係る諸施設については、その施設の工事が完成し、かつ、空港の供用が可能となつた段階において実施することとしており、成田空港に係る施設については、同項の規定による検査をいまだ受けるに至つていない。

右答弁する。

別紙一

進入燈設置予定地の所有者

芹山 嘉輔	清宮 せい	菅原 才子	清宮 藤一	宇都宮恵鐘	伊藤樹治郎	藤崎 文江	神崎 駒吉	池延 藤一	浮具 実	岩館源一郎	神崎 はん	浮具 守	藤崎 りやう	中野 清司	葛生 倉蔵	本多喜一郎	藤崎 定吉	本多半兵衛	神崎 清太郎	大宮 与右エ門	芹山 経治	神崎 林蔵	神崎 幸正	大木 正雄	神崎 栄次郎	本多 磯治	藤崎 寛	神崎 栄助	伊藤 ミツ	神崎 義俱	伊藤 彌市	藤崎 忠雄	岩沢 多門
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	---------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

安達 晴美	伊藤 為司	本多 正己	本多 義	菅原 朝治	前林 由三	藤崎 定雄	大宮惣治郎	野々宮太一	藤崎 勇三郎	菅原 昇	本多 周蔵	菅原 豊	藤崎 貞三郎	菅原 要之助	本多 周助	菅原 繁蔵	岩沢 佐市	有限会社 丸山	藤崎 正一	岩沢 岩太郎	松本長太郎(外55名)	菅原 侃	手島 三木太郎	中野 栄蔵	藤崎 翠	藤崎 恵次郎	藤崎 己之助	星 神社	藤崎 清蔵	伊藤 兵輔	本多 廣	前林栄太郎	岩沢 利子	菅原 高蔵	根本 章	藤崎 和	菅原 儀一	藤崎 譲助	伊藤 兼三郎	藤崎 利三郎	伊藤 栄一	藤崎 善九郎	菅原 善太郎	前林善太郎	椎名 文男	菅原重四郎	清宮 武雄	長谷川定雄	石井 春吉	内田 ふみ	中野 きん	麻生 四郎
-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	------	-------	------	--------	--------	-------	-------	-------	---------	-------	--------	-------------	------	---------	-------	------	--------	--------	------	-------	-------	------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

昭和五十年五月六日 衆議院會議録第十九号 朗読を省略した議長の報告

石井 留雄	麻生 作治	内田 義重	小幡 秀男
萩原藤太郎	麻生 清昭	内田 いち	麻生 清一
河野幸治郎	房総開発(巻)	内田喜武蔵(外6名)	越川 タカ
龍崎源太郎	小川 しな	内田 健治	岩沢源太郎
石井 好雄	村山 浦吉	戸村 玄城	岩沢 庄市
本多幸之丞(外6名)	岩沢政五郎	木村 信夫	児玉 いち
木村 貞一(外8名)	岩沢勝次郎(外3名)	戸村 輝夫	越川 信彦
中野 正之	四所 神社	岩沢 幸一	麻生 起一
岩沢 誠	木村 つね	国井 信一	加瀬 精一
藤崎 米吉	木村 武雄	石井 寛治	麻生 元一
麻生 義次	青藤 文雄	成毛健一郎	岩沢 武
神崎ふみ子	麻生 四郎	岩沢貞三郎	麻生 利雄
小川 昇	木村 要助	岩沢初之亮	鈴木 吉雄
藤崎 定治	麻生 直吉	内田 偵	木村 勝満
麻生 常蔵	内田 栄	平沢 喜七	岩沢 貞男
吉川 作蔵	麻生己一郎	藤原 重信	長谷川博充
内田 省吾	麻生 芳雄	平沢 つね	大木 重信
木村 静嘉	内田 たけ	小幡 こう	下平 良三
小川 豊作	岩沢 安蔵(外3名)	田谷 昇	並木 亀吉
岩沢 藤次	内田 格致	成毛 清蔵(外50名)	鈴木 好治
岩沢 文江	石井 喜良	石井 定夫	熱田 彦作
麻生利次郎	内田 寛一	秋山 武雄(外83名)	吉岡 吉郎
麻生 寅松	杉並自動車(株)	小幡 義雄	吉川 信之
鈴木さた子	岩沢 吉井	梅沢 福治	越川 信治
斉藤 勇	取香 光雄	岡田朱治郎(外5名)	岩沢甲子輝
麻生 清治	岩沢 三郎	栗原 彌平	藤崎 康智
内田 耕作	取香 佳昭	井上定三郎	諸口 広
木川 長蔵(外21名)	岩沢 重喜	関川 誠	森川 勇治

吉田恒三郎(外49名)	森川 四郎
加瀬 たか	越川 栄重
成毛 栄助	並木 潔
関川 ミノ	黒田喜太郎
成毛 三郎	吉川 忠左衛門
栗原 忠治	熱田 忠
比留間義江	吉川 源一
岩沢 章	吉岡 利勝
鈴木 富次	大木岩次郎
小幡 恒司	小林 政
成毛 操	桜井 茂尚(外25名)
赤松 幸次	鈴木 千松
加瀬 和一	三ノ宮武二
並木 功	尾野 小平
石井 幸次	瓜生 つや
衆田 藤吉	小川俊一郎
戸村 文男	木村 勝男
熱田 昭次	熱田 一
秋葉 いと	瓜生 かつ
三沢 勘左衛門	山下多一郎
遠藤 嘉昭	鈴木 真治
五十嵐清助	小川 洋
鈴木 要	飯塚 高明
熱田 正良	大木 栄治
秋葉 徳治	秋葉 藤市
鈴木 志ん	麻生 徳英
木村 喜重	福 泉 寺
尾野 良雄	吉田 とよ

瓜生 忠	尾野 孝
木川 武	岡野 広(外49名)
瓜生 寛一	大竹 武男
萩原 とく	渡辺 昌義
秋葉 広一	森川 辰三
石井 藤夫(外10名)	麻生 光
木川 斌	大竹佐五郎
尾野 健一	大竹 金三
秋葉 静一	戸井 義雄
瓜生 貞亮	森川 ちよ
堀越 栄治	野平 保蔵
瓜生 慶三郎	岡本 ハル
吉浜正三郎	畑 安司
瓜生 繁雄	岡本 勝男
石井 六郎	矢野 誠治
星宮 神社	岡本 隆志
小川 武一	高岡 伸夫
大竹 康久	戸井 輝美
麻生 良一	生駒 かね
戸村 熊蔵	岡本 福司
関川 源一	松山三三郎
秋葉藤兵衛	秋葉藤工門
内田 源八	小山 寛治
熱田 仲治	瓜生 茂
伊藤信太郎	河村 和亮
瓜生 米吉	木川 松
矢野 ユキ	瓜生 義男
木川 清	瓜生 未起

高岡 春吉 瓜生 清吉
木村 ふで 秋葉宜之助
川島 栄司 瓜生五十男
大竹 順一 瓜生源之亮(外10名)
横田 博

(注) 右の所有者は、昭和四十四年九月二十日新東京国際空港公団から申請のあつた航空燈火工事実施計画認可申請書に記載された航空燈火設置予定地の所有者名簿によるものである。

別紙二

滑走路方向指示燈設置予定地の所有者

野平 満 大谷 享
大谷三枝子 大谷せつ子
大谷 きん 石川 藤助

(注) 別紙一の(注)に同じ。

別紙三

進入路指示燈設置予定地の所有者

小川 信義 木内 清
石原 博

(注) 別紙一の(注)に同じ。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十年二月十九日

内閣総理大臣 三木 武夫

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

(注) 右の所有者は、昭和四十四年九月二十日新東京国際空港公団から申請のあつた航空燈火工事実施計画認可申請書に記載された航空燈火設置予定地の所有者名簿によるものである。

航空燈火工事実施計画認可申請書に記載された航空燈火設置予定地の所有者名簿によるものである。

別紙二

滑走路方向指示燈設置予定地の所有者

野平 満 大谷 享
大谷三枝子 大谷せつ子
大谷 きん 石川 藤助

(注) 別紙一の(注)に同じ。

別紙三

進入路指示燈設置予定地の所有者

小川 信義 木内 清
石原 博

(注) 別紙一の(注)に同じ。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十年二月十九日

昭和五十年五月六日 衆議院会議録第十九号

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

から始め、第二項に規定する要件に該当しなくなつた日の属する月で終わる。

第六条中「健康管理手当」の下に「及び保健手当」を加える。

第九条第一項中「除く。」の下に「以下同じ。」を、「その者」の下に「(その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生省令で定めるものに該当する者を除く。)」を加える。

第十条第一項中「健康管理手当」の下に「保健手当」を加え、「行なり」を「行う」に改める。

第十一条第一項中「健康管理手当」の下に「保健手当」を加える。

第十四条中「又は第五条第一項」を「、第五条第一項又は第五条の二第一項」に、「行なり」を「行う」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。

2 昭和五十年九月以前の月分の特別手当及び健康管理手当の額については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による健康管理手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による健康管理手当の支給要件に該当するものが、昭和五十年十月三十一日までに同法第五条第二項の認定の申請をしたとき

は、その者に対する健康管理手当の支給は、同条第五項の規定にかかわらず、同月から始める。

4 この法律の施行の際現に保健手当の支給要件に該当する者が、昭和五十年十月三十一日までにこの法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第五条の二第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する保健手当の支給は、同条第四項の規定にかかわらず、同月から始める。

理 由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、原子爆弾が投下された爆心地から二キロメートルの区域内にあつた被爆者に対し保健手当を支給するとともに、特別手当の額を引き上げ、健康管理手当について、その支給の対象となる者の範囲を拡大し、及びその額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、近距離で被爆した者に対し、保健手当を支給することとともに、特別手当及び健康管理手当の額を引き上げ、健康管理手当及び

六九八

内閣総理大臣 三木 武夫

五項とし、同条第三項中「販売業者は、その販売業を廃止」を「製造者又は販売業者は、その製造の全部若しくは一部の廃止をしたとき又はその販売業の廃止を」に、「一部を廃止」を「一部の廃止を」に、「当該販売場」を「当該製造の廃止に係る製造場の所在地又は当該販売場」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「販売業者を」製造者又は販売業者を「販売場」を「製造場又は販売場」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項ただし書中「但し、この製造免許を受けた者がその免許を受けた」を「ただし、前項の申告をしたこの製造者がその申告に係る」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

こうじを製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。ただし次に掲げる場合においては、この限りでない。

一 酒類製造者又は酒母等の製造者が、その免許を受けた製造場において、当該酒類又は酒母若しくはもろみの製造の用に供するため、こうじを製造する場合

二 アルコール専売法の規定によりアルコールの製造の特許許可又は委託を受けた者が、当該アルコールの製造の用に供するため、こうじを製造する場合

三 自己又は同居の親族の食用に供するためこうじを製造する場合（酒類の原料とするため製造する場合を除く。）

四 みそ又はしょうゆの製造業者が、その製造場において、みそ又はしょうゆの製造の用に供するため、こうじを製造する場合

第十九条の見出し中「相統」を「相統等」に改め、同条第二項中「住所」を「住所等」に改め、同条第四項において同じ。に改め、同条第二項中「もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改め、同条に次の二項を加える。

4 こうじの製造者又は販売業者につき相統があつた場合において、当該相統によりこうじの製造業又は販売業を承継した相統人があつたときは、その相統人は、当該相統があつた日から一月以内に、政令で定める手続により、その旨を当該製造業に係る製造場又は当該販売業に係る販売場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告があつたときは、当該相統が開始した日において前条第一項又は第二項の規定による申告があつたものとみなす。

5 前項の規定は、合併によりこうじの製造業又は販売業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相統人」とあるのは「その承継した法人」と、当該相統があつた日及び当該相統が開始した日とあるのは「当該合併があつた日」と読み替へるものとする。

第二十条第二項中「もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に、「もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改め、同条第四項中「もろみ又はこうじ」を「又はもろみ」に改める。

第二十二條第一項第一号中「二十八万五千四百円」を「三十四万九千円」に、「こえる」を「超える」に、「一万七千八百四十円」を「二万四千四百円」に、「二十一万四千四百円」を「二十六万七千二百円」に、「十七万四千三百円」を「二十万四千四百円」に、「一万一千二百五十円」を「一万二千九百三十円」に、「十二万九千三百円」を「十四万八千六百八十円」に改め、同条第二号(2)、第三号及び第四号中「こえる」を「超える」に改め、同条第五号中「十万六千円」を「十二万九千六百円」に改め、同条第六号イ中「こえる」を「超える」に、「六万三千円」を「七万七千円」に改め、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) (1)に掲げる果実酒以外の果実酒のうち 二万九千三百円

ち、その第二十二條の二第一項に規定する移出価格又は引取価格が政令で定める金額（第二十二條の五第一項において「果実酒の従量下位税率適用最高限度額」という。）を超えるもの（同項において「従量上位税率適用果実酒」という。）

第二十二條第一項第六号ロ中「四万八千円」を「五万八千七百円」に、「こえる」を「超える」に、「四万八千円」を「四万九千円」に改め、同条第七号中「九十二万九千六百円」を「百十三万六千九百円」に、「こえる」を「超える」に、「二万円」を「二万四千四百六十円」に、「四十二万九千六百円」を「五十二万五千四百円」に、「二万九千円」を「二万三千二百四十円」に改め、同条第八号イ中「こえる」を「超える」に、「四十二万九千六百円」を「五十二万五千四百円」に、「二万円」を「二万三千二百四十円」に改め、同条第九号ロ中「四万八千円」を「五万八千七百円」に、「こえる」を「超える」に、「四万円」を「四万九千円」に改め、同条第十号中「十万六千円」を「十二万九千六百円」に、「七万三千円」を「八万九千二百円」に改め、同条第十一号中「四万八千円」を「五万八千七百円」に改め、同条第十二号中「六千円」を「六千四百円」に改め、同条第十三号の表清酒の項中「二十八万五千四百円」を「三十四万九千円」に、「十七万四千三百円」を「二十万四千四百円」に改め、同条第十四号の項中「六万三千円」を「七万七千円」に、「四万八千円」を「五万八千七百円」に改め、同条第十五号の項中「九十二万九千六百円」を「百十三万六千九百円」に、「四十二万九千六百円」を「五十二万五千四百円」に改め、同条第十六号の項を次のように改める。

スピリッツ類	スピリッツ	第一項第八号イに掲げる酒類に該当するもの	第一項第八号ロに掲げる酒類に該当するもの
		第一項第八号ロに掲げる酒類に該当するもの	第一項第八号イに掲げる酒類に該当するもの
		三十七度	十四万八千円
		三十七度	十八万千円

第二十二條第三項の表リキール類の項及び雑酒の項中「四万八千円」を「五万八千七百円」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「5,000円」を「6,100円」に改め、同項の次に次の二項を加える。

5 第一項第六号イ(1)に掲げる果実酒以外の果実酒のうち、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十六條の三（再販売価格維持契約）に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められていることその他の事実により酒類の製造場から移出される時において小売価格が明らかにされているものに係る同号イ(2)に規定する移出価格は、同号イ(2)の規定にか

昭和五十年五月六日 衆議院會議録第十九号 酒税法の一部を改正する法律案及び同報告書

かわらず、当該小売価格から当該果実酒を販売する者（当該果実酒の酒類製造者を除く。）の当該販売に係る通常の利潤及び費用並びに当該酒類製造者が当該果実酒の販売につき通常支払う運送賃に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該果実酒の容器及び包装（当該果実酒とともに消費者に入手されるべきものに限る。）の費用が政令で定める金額を超える場合において、当該容器及び包装の費用のうち一定金額の控除につき当該果実酒の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該承認を受けた金額を加えた金額）と当該果実酒について果実酒の従量下位税率により算出した金額との合計額を控除した金額とすることができ、

6 第二十二條の四第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條第五項」と、第二十二條の二第一項の表の上欄に掲げる酒類の種類及び級別等の区分ごとに、その旨」とあるのは「その旨」と、同条第三項中「酒税の課税標準は、第一項」とあるのは「第二十二條の二第一項に規定する移出価格は、第二十二條第五項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十二條第五項」と読み替へるものとする。第二十二條の二第二項中「第二十二條の五第二項」を「第二十二條の五第三項」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二十二條の五第三項中「第二十二條の二及び前二項」を「第二十二條、第二十二條の二及び前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「こえ」を「超え」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「次項」を「以下この項及び次項」に、「こえ」を「超え」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

従量上位税率適用果実酒のうち、販賣価格（第二十二條第五項の規定の適用を受けるものについては、同項に規定する小売価格から政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額。以下この項において同じ。）が果実酒の従量下位税率適用最高限度額に当該果実酒について果実酒の従量下位税率により算出した金額を加えた金額を超え、果実酒の従量下位税率適用最高限度額に当該果実酒について第二十二條第一項第六号イ（二）に規定する税率（当該果実酒が同条第二項の規定に該当する場合に、同項に規定する税率）により算出した金額を加えた金額以下である場合における当該果実酒に係る同条第一項又は第二項の規定による酒税の税額は、これらの規定にかかわらず、当該果実酒の販賣価格から果実酒の従量下位税率適用最高限度額を控除した金額とする。

第二十八條第二項中「当該酒類の移出に関する明細書並びに」を削り、「を証する」を「についての明細を記載した」に、「添附」を「添付」に改める。

第二十九條第二項中「当該酒類の移出に関する明細書及び」を削り、「を証する」を「についての明細を記載した」に改める。

第三十條第八項中「第三項又は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「もどし入れたとき」の下に「又はその相続人の他の酒類の製造場に移入したとき（酒類販売業者から返品された酒類を移入したときその他政令で定める場合に限る。）を、第一項の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前四項」を「第一項又は第三項から第五項まで」に、「添附」を「添付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「さらに」を「更に」に、「行なわれ」を「行われ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「以下次項」を「第三項」に、「又は次項」を「又は第三項」に、「行なわれ」を「行われ」に改める。

れに、「以下第四項」を「第五項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 酒類製造者その製造場から移出した酒類をその者の他の酒類の製造場に移入した場合（酒類販売業者から返品された酒類を移入した場合その他政令で定める場合に限るものとし、前項の規定により控除を受けるべき場合を除く。）には、当該移入した製造場を当該酒類の移出に係る製造場と、当該移入をもどし入れ、それれみなして、同項の規定を適用する。

第三十條の二第三項中「若しくは第四項」を「若しくは第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第二項又は第四項」を「第三項又は第五項」に改める。

第三十條の六第一項中「二月以内の下に（酒類の販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由により当該担保の額に相当する酒税を一月以内に納付することが著しく困難であると認められる場合にあつては、二月以内。次項において同じ。）を加える。

4 税務署長が、政令で定めるところにより、酒税の取締り上必要がないと認めて指定した製造場において製成された酒類又は生じた清酒かす、合成清酒かす若しくはみりんかすについては、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による検定は行わない。

第四十二條中「検定前においては」を「検定を受けるべき」に改め、「みりんかす」の下に「について」を加え、当該検定前にこれらを加える。

第四十四條第二項中「但し、左に」を「ただし、次に」に、「第八條第一号、第三号又は第四号」を「第八條各号」に改め、同条第五項を削る。

第四十五條中、「もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改める。

第四十六條中「第八條第五号」を「第十八條第一項第三号」に改め、「以下次条及び」を削る。

第四十七條第一項中、「もろみ若しくはこうじ」を「若しくはもろみ」に改める。

第五十條の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同項を同条第二号とする。

第五十五條第一項中「左の」を「次の」に、「第三十條第三項又は第四項」を「第三十條第四項又は第五項」に改める。

第五十六條第一項中「左の」を「次の」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「同項第三号、第四号及び第七号」を「同項第二号、第三号及び第六号」に改め、「こうじ」を削り、同条第三項中「第一項第六号」を「第一項第五号」に改める。

第五十八條第一項中「左の」を「次の」に改め、第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第五十九條第一項中「左の」を「次の」に、「第十八條第四項」を「第十八條第五項」に改める。

第六十條中「左の」を「次の」に改め、第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「第十八條第一項、第二項又は第四項」を「第十八條第二項、第三項又は第五項」に改め、同項を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十八條第一項又は第三項の規定による申告をしないでこうじを製造した者

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、第六條の三第六項、第二十二條

第二十二條の二第一項及び第二十二條の五の改正規定並びに附則第十條及び第十一條の規定は、同年五月一日から施行する。

(一般的経過措置)

第二條 この附則に別段の定めがあるものを除き、昭和五十年五月一日(以下「指定日」という。)前に課した又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

(この法の製造申告等に係る経過措置)

第三條 この法律の施行の際現に改正前の酒税法(以下「旧法」という。)第八條の規定によりこの法の製造免許を受けている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に改正後の酒税法(以下「新法」という。)第十八條第一項の規定による申告をした者とみなす。

2 施行日前にこの法の製造者につき相続があつた場合における当該相続によりこの法の製造業を承継した相続人に対する新法第十九條第四項の規定の適用については、同項中「当該相続があつた日」とあるのは「酒税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)の施行の日」と、「当該相続が開始した日」とあるのは「同日」とする。

(未納税移出等に係る経過措置)

第四條 新法第二十八條及び第二十九條の規定は、施行日以後に酒類の製造場から移出される酒類について適用する。

2 次に掲げる酒類のうち、指定日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法第二十八條第三項(同法第二十九條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八條第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。)について、当該各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

一 清酒一級、ビール及び雑酒

二 前号に掲げる酒類以外の酒類(当該酒類について新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。)

(未納税引取り等に係る経過措置)

第五條 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き取られた前条第二項各号に掲げる酒類について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
酒税法第二十八條の二第二項	同法第二十八條の二第六項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七號)第十一條第一項	同法第十一條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項	同法第十二條第三項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第一項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二號)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九號)第四條において準用する場合を含む。)

(みなしもどし入れに係る経過措置)

第六條 新法第三十條第二項及び第七項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する移入がされた酒類について適用する。

(納期限の延長に係る経過措置)

第七條 新法第三十條の六の規定は、施行日以後に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒類に係る酒税について適用する。

(手持品課税)

第八條 指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において附則第四條第二項各号に掲げる酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所です所持する場合に於ては、その合計数量)が千三百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれを指定日に酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項の附則第四條第二項各号に掲げる酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九號)第八十條第

同法第十三條第三項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四號)第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)

一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した金額と旧法の税率により算出した金額との差額に相当する金額をその税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、昭和五十年五月から九月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した申告書を、指定日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものであること

昭和五十年五月六日 衆議院會議録第十九号 酒税法の一部を改正する法律案及び同報告書

につき、当該酒類のもどし入れ又は移入に係る

酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を

受けたときは、当該酒類は、新法第三十条の

規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者

が納付した、又は納付すべき酒税額(第二号に

該当する場合は、同号に規定する他の酒類の製

造場からの移出により納付された、若しくは納

付されるべき又は保税地域からの引取りにより

納付された、若しくは納付されるべき若しくは

徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額

「二三九円」に改める。

「三三六号」の一部を次のように改正する。

別表第五暫定簡易税率表税率の欄中「一、一〇

〇円」を「一、三〇〇円」に、「一四円」を「一三

七円」に改める。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に

関する法律の一部改正)

第十二条 災害被害者に対する租税の減免、徴収

猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七

十五号)の一部を次のように改正する。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における酒

税負担の状況等にかえりみ、清酒特級及び一級、

の割合で引き上げることとしている。この結

果、通常の市販容器一本当たりで、清酒特級

は二一五円程度、清酒一級は四七円程度、

ビールは一五五円程度、ウイスキー特級は一五

〇円程度、ウイスキー一級は六九円程度の増

税となる。

(酒税の納期限の延長制度に特例を設けるほ

か、もどし入れ控除制度の適用範囲を拡大す

る等所要の整備を行うこととしている。

二

議案の修正議決理由

本案は、最近における所得及び物価水準の推

(一般的経過措置)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除

き、昭和五十年五月一日(以下「指定期日」とい

う。)前に課した又は課すべきであつた酒税につ

いては、なお従前の例による。

(こうじの製造申告等に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前の酒税法

(以下「旧法」という。)第八条の規定によりこう

じの製造免許を受けている者は、この法律の施

ついで新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。
(未納税引取り等に係る経過措置)
第五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により

免除の規定	追徴の規定
酒税法第二十八条の二第二項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第二十八条の二第六項 同法第十一条第三項 同法第十二条第三項 同法第十三条第三項において準用する関税法(明治四十二年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十号)第七條(日本国における合衆国軍隊の地位の特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四条において準用する場合を含む。)

(手持品課税)

第八条 指定日^{施行日}に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において附則第四条第二項各号に掲げる酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所所持する場合に於て、その合計数量)が千三百リットル以上であるときは、当該酒類^{施行日}については、その者が酒類製造者としてこれを酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項の附則第四条第二項各号に掲げる酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した金額と旧法の税率により算出した金額との差額に相当する金額をその税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、^{施行日}昭和五十年五月から九月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。
5 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した申告書を、^{施行日}指定日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該酒類のもどし入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額は、新法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額(第二号に該当する場合は、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは

徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額)にあわせて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。
一 酒類製造者がその製造場から移出した酒税額で、第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場にもどし入れられた場合(当該酒類で酒類販売業者から返品されたものがその者の他の酒類の製造場に移入された場合その他政令で定める場合を含む。) 同項の規定の適用がないものとした場合における当該酒類の酒税製造者二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒税をその移入した製造場から更に移出した場合に当該酒類製造者
製造たばこ定価法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十年一月三十一日
内閣総理大臣 三木 武夫

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案
製造たばこ定価法(昭和四十年法律第百二十二

昭和五十年五月六日 衆議院會議録第十九号 製造たばこ定価法の一部を改正する法律案及び同報告書

号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表紙巻たばこの項中「六五円」を「八五円」に、「四〇円」を「六〇円」に、「三〇円」を「四〇円」に改め、同表刻みたばこの項中「二〇円」を「三〇円」に改め、同表パイプたばこの項中「八〇円」を「一二〇円」に、「四〇円」を「六〇円」に改め、同表葉巻たばこの項中「二四〇円」を「三六〇円」に、「六五円」を「一〇〇円」に改め、同条第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

附 則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

理 由

たばこ消費に対する税負担の適正化及び財政収入の確保を図るため、製造たばこの小売定価の等級別最高価格を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、たばこ消費に対する税負担の適正化

及び財政収入の確保を図るべく製造たばこの小売定価を改定するため、その種類ごとの等級別最高価格を、紙巻たばこについては一〇本当たり一〇円ないし二〇円、刻みたばこについては一〇グラム当たり一〇円、パイプたばこについては一〇グラム当たり二〇円ないし四〇円、葉巻たばこについては一本当たり三五円ないし一二〇円、それぞれ引き上げる等所要の改正を行うおととするものである。

なお、この法律は、昭和五十年四月一日から施行することとしているが、小売定価の改定は同年五月一日から実施することに予定されている。

また、小売定価の改定により昭和五十年度において二、五〇〇億円の増収が見込まれている。

二 議案の修正議決理由

最近におけるたばこ消費に対する税負担及びたばこ専売納付金の推移等にかえりみ、財政収入の確保を図るため、本案は時宜に適する措置と認めるが、なお、施行期日を公布の日に改める必要があるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

昭和五十年四月二十四日

大蔵委員長 上村千一郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

この法律は、公布の日昭和五十年四月一日から施行する。

〔別紙〕

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 専売納付金と地方たばこ消費税の適切な配分に配慮するとともに、日本専売公社の公共企業体としての経営の自主性と責任体制の強化を図るよう検討すること。

二 たばこ事業の運営に当たっては、消費者、葉たばこ耕作者、小売人、専売公社職員等関係者の意見を十分に尊重すること。

三 専売納付金制度、価格問題等専売事業の諸問題について抜本的な検討を深めるとともに、専

売事業審議会の審議に当たっては、専売公社職員、消費者等の意見についても配慮すること。

四 将来のたばこの定価の改定に当たっては、専売事業の公共性に留意し、合理的な価格形成方式を確立するとともに、専売関係審議機関及び専売事業関係者の意見に配慮すること。

五 専売公社職員の労働基本権問題は極めて重要な問題であるので、諸般の事情をふまえて公共企業体等関係関係協議会の検討の結果をまつて適切に措置すること。

六 葉たばこの国内生産について、生産性の向上によりその安定的基盤を整備することに努めるとともに、その諸施策等については耕作者の意見も反映されるよう配慮すること。

七 国民の喫煙と健康に関する関心にかんがみ、喫煙と健康に関する科学的研究を一層強化し、国民がより安心して吸えるたばこの供給に努めること。

衆議院會議録第十七号中正誤

ベシ 段行 誤	正
五八 一 二 は、献金	が、献金
五九 二 末 不満足	不満
五〇 一 二 〇 〇 民主主義	民主主義
五一 一 九 全部	全部が全部
五二 二 三 方法が	方法で
五三 四 九 〇 として	そしてそれを
五四 一 末 八 〇 考え方を	考え方は

衆議院會議録第十八号中正誤

ベシ 段行 誤	正
五三 四 三 文化協	文化協定
五四 三 末 七 〇 王島	玉島
五五 四 四 六 〇 玉島	玉島
五六 三 末 三 〇 ついて	において
五七 四 末 三 〇 一般会計	一般会計予算
五八 四 二 〇 の引上げ	額の引上げ

昭和五十年五月六日 衆議院會議録第十九号

七〇六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)